

諮問庁：国立大学法人愛媛大学

諮問日：令和5年6月23日（令和5年（独個）諮問第35号）

答申日：令和7年7月9日（令和7年度（独個）答申第16号）

事件名：本人に係る診療記録等の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下、順に「本件請求保有個人情報1」ないし「本件請求保有個人情報11」といい、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる3文書（以下、順に「文書1」ないし「文書3」といい、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示し、本件請求保有個人情報2及び本件請求保有個人情報10の一部につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年11月4日付け愛大総総第83号により国立大学法人愛媛大学（以下「愛媛大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、補正後の審査請求書1ないし審査請求書9並びに意見書、意見書（追加）及び意見書（追加2）（以下、順に「意見書1」ないし「意見書3」という。）によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人が特定又は推測されるおそれがある記載、具体的な病状等に関する記載及び資料は省略する。

(1) 審査請求書（補正後のもの）

ア 審査請求書1（令和5年3月8日付け補正後の令和4年11月21日付け審査請求書1）（本件請求保有個人情報2及び10関係）

（開示請求したもの）2017年3月29日・8月9日検査、特定状態下の特定検査A、「特定疾病A」か「特定疾病B」か、判断できる特定状態下の特定病態Aの画像、特定（身体の）部位A特定部

分Aの特定症状Aで、特定薬Dが原因の特定疾病Dだと分かる画像、検査画像の開示及び検査画像・検査所見が記載されているカルテの開示、愛媛大学の開示決定は、不開示、「検査画像は作成していないため存在しない」でした。

この愛媛大学の開示決定に不服申立をします。「検査画像は、作成していないため存在しない」と書いていますが、

- ・検査画像は、作成しております。検査室で医師ではない人が撮りましたから、保存目的です。
- ・私は、特定疾患が強くて、特定行動をしてしまって、何回も撮りなおしましたから、検査画像を作成していないことは、ありません。
- ・撮った画像を、その場で確認して「特定行動をしていたから撮れていないので撮りなおします」と言われました。作成しています。
- ・医療法で、検査画像の保管義務はありますから、保存は、しているはずです。
- ・2017年9月12日入院日が初診の医師は、特定状態下の特定病態Aの部位や形状などの画像を見ないと、9月12日付の入院診療計画書に、病名「特定疾病C」と、診断できません。
- ・2020年7月7日、パソコンの中に、この画像が保存されていることは、総合診療サポートセンターの人が確認しています。「特定疾病Eを認めたらいいのですか」と言いました。

特定疾病Dだと診断されて、特定疾病D手術をしたのに、「特定疾病Dを診断できる特定病態Aの画像は作成していない」として、検査画像も開示しないし、検査画像や検査所見が記載されたカルテも、開示されません。

画像は作成していて、パソコンの中にあることは確認されています。厚生労働省のガイドラインで定められている開示をすれば、私が求めている画像、検査画像・検査所見が記載されたカルテは、開示されるはずです。

愛媛大学が諮問をして、個人情報保護審査会で調査審議を行って、裁決がなされ、正確な真実の診療記録が開示されることを望みます。

イ 審査請求書2（令和5年3月8日付け補正後の令和5年1月23日付け審査請求書2）（本件請求保有個人情報4関係）

（開示請求したもの）2015年8月12日から2019年8月14日のカルテは、厚生労働省のガイドラインで定められているカルテ開示を請求。

（愛媛大学の開示）厚生労働省のガイドラインで定められている開示ではなかった。

- ・2015年8月12日から2016年3月9日のカルテは、所見

が削除されていた。

- ・既存の所見の複写転用により、所見の内容に矛盾が生じているものもあった。

- ・2016年4月以降は、検査した日のカルテに、診断を裏付ける検査画像が記載されていないものが複数あった。

愛媛大学医学部附属病院の事業は、厚生労働省の所管であるので、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」「診療情報の提供等に関する指針」に定められている内容を守ることがあります。しかし、今回の開示では、それが守られていないことに関して、不服申立てをします。

2015年8月12日から2019年8月14日までのカルテは、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」「診療情報の提供等に関する指針」に定められている内容に従った開示を請求します。所見が削除されていなくて、診断を裏付ける検査画像が記載されているカルテ開示を、請求します。

ウ 審査請求書3（令和5年3月8日付け補正後の令和5年1月23日付け審査請求書3）（本件請求保有個人情報5関係）

（開示請求したもの）2015年8月12日・8月19日・9月2日・9月16日・10月14日・11月11日・12月9日・2016年1月6日・2月17日・3月9日のカルテは、所見が削除されているので、修正履歴の開示として、所見が削除されていないカルテ開示を請求

（愛媛大学の開示）文書2として開示された2015年8月12日から2016年3月9日のカルテは、すべて所見が削除されたカルテだった。

愛媛大学医学部附属病院の事業は、厚生労働省の所管であるので、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」「診療情報の提供等に関する指針」に定められている内容を守ることがあります。しかし、今回の開示では、それが守られていないことに関して、不服申立てをします。

2015年8月12日から2016年3月9日のカルテは、厚生労働省のガイドライン・指針で定められている内容で、所見が削除されていないカルテの開示を請求します。

エ 審査請求書4（令和5年3月8日付け補正後の令和5年1月23日付け審査請求書4）（本件請求保有個人情報7関係）

（開示請求したもの）2016年7月20日のカルテの所見は、通院当時、主治医から説明された内容と違っていた。セカンドオピニオンの資料を請求して、受け取った診療情報提供書に書かれていた内容

は、「特定月A頃より、特定病態Bの進行が認められ『特定疾病A』によるものと判断し、手術した」でした。特定病態Bが進んだ理由として、「特定（身体の）部位Bの乾き、キズ、特定病態D、特定疾病D」と、説明されていたので、変更履歴の開示により「『特定疾病A』によるものと判断し、手術をした」と書かれている、2016年7月20日のカルテの所見の開示を請求。

（愛媛大学の開示）文書2として開示された2016年7月20日のカルテの所見は、（中略）、真逆のことが書かれていた。愛媛大学が開示したカルテには、この日だけでなく、『特定疾病A』という言葉が、どこにも書かれていなかった。

今回の開示決定に関する審査請求はすべて、愛媛大学の開示決定が厚生労働省のガイドラインや指針で定められた開示ではないために生じている内容です。ガイドラインや指針で定めた開示をすれば、すべて解決する問題です。厚生労働省のガイドラインでは、電子化した診療情報の正確さの確保として、「入力者の氏名及び、作成された時刻を含むことが必要である」と、定められています。

愛媛大学医学部附属病院の事業は、厚生労働省の所管であるので、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」「診療情報の提供等に関する指針」に定められている内容を守る必要があります。しかし、今回の開示では、それが守られていないことに関して、不服申立てをします。

2016年7月20日のカルテは、厚生労働省のガイドライン・指針で定められている開示を請求します。

オ 審査請求書5（令和5年3月8日付け補正後の令和5年1月23日付け審査請求書5）（本件請求保有個人情報8関係）

（開示請求したもの）2016年10月5日のカルテは、1回目の特定（身体の）組織の検査所見が削除されているので、変更履歴の開示により、この検査所見が削除されていないカルテの開示を請求

（愛媛大学の開示）文書2として開示されたものは、検査所見が削除されたカルテだった。

検査をすれば、必ず検査結果に関する所見は、記録されるはずですが、それが記録されていなかったら、検査をした意味がありません。2回目、3回目の検査結果と比較するためにも、検査所見は、必要です。この所見が削除されているので、不服申立てをします。厚生労働省のガイドラインでは、電子化した診療情報の正確さの確保として、「入力者の氏名及び作成された時刻を含むことが必要である」と、定められています。このガイドラインで定められた開示だと、所見を削除した場合、入力者の氏名と作成された時刻だけは削除さ

れません。所見を削除した形跡は残ります。

愛媛大学の開示決定の t i t l e タグは、「KH+患者ID+R e p o r t J o i n 2 +生成日時」だそうです。診療記録の開示は、すでにある記録を開示するものです。「R e p o r t J o i n 2 (2つ以上のものを加えてつくりあげたレポート)」や、「生成日時(生成とは、新たに物を生じさせること・つくり出すこと)」は、開示決定の t i t l e タグとして、ふさわしいとは思えません。この愛媛大学の開示決定に、不服申立てをします。

愛媛大学医学部附属病院の事業は、厚生労働省の所管であるので、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」「診療情報の提供等に関する指針」に定められている内容を守ることがあります。

2016年10月5日のカルテは、厚生労働省のガイドライン・指針で定められている開示を請求します。

カ 審査請求書6 (令和5年3月8日付け補正後の令和5年1月23日付け審査請求書6) (本件請求保有個人情報9関係)

(開示請求したもの) 2017年2月22日は、2回目の特定(身体の)組織の検査をした日です。特定(身体の)組織線維が傷んでいるのが確認された日ですが、その所見が削除されているので、この検査所見が削除されていないカルテを請求。

(愛媛大学の開示) 文書2として開示されたものは、検査所見が削除されたカルテだった。

愛媛大学が行った開示決定に、不服申立てをします。愛媛大学の開示決定の t i t l e タグは、「KH+患者ID+R e p o r t J o i n 2 +生成日時」だそうです。「R e p o r t J o i n 2 (2つ以上のものを加えてつくりあげたレポート)」や、「生成日時(生成とは、新たに物を生じさせること・つくり出すこと)」は、開示決定の t i t l e タグとして、ふさわしいとは思えません。愛媛大学が「R e p o r t J o i n 2」や「生成日時」で、不適法な開示決定をしているから、今回のような、さまざまな問題が生じているものと、考えられます。

愛媛大学医学部附属病院の事業は、厚生労働省の所管であるので、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」「診療情報の提供等に関する指針」に定められている内容を守ることがあります。

2017年2月22日のカルテは、「R e p o r t J o i n 2」や「生成日時」ではなく、厚生労働省のガイドライン・指針で定められている開示を請求します。

愛媛大学が諮問をして、個人情報保護審査会で調査審議を行って、裁決がなされ、正確な真実の診療記録が開示されることを望みます。

キ 審査請求書7（令和5年3月8日付け補正後の令和5年1月23日付け審査請求書7）（本件請求保有個人情報3関係）

（開示請求したもの）特定（身体の）組織の検査画像2016年10月5日・2017年2月22日・6月2日・8月9日・9月12日・2018年9月19日・10月31日・2019年1月16日（全8回）

（愛媛大学の開示）文書3として光ディスクで開示されたものうち、2017年8月9日・9月12日・2018年9月19日・2019年1月16日の検査画像は不開示だった。

今回の愛媛大学の開示決定では、特定（身体の）組織障害を伴う特定疾病Fが生じてしまったあとの特定（身体の）組織の検査画像を開示していません。検査画像と検査所見が記載されているカルテも開示していません。不開示です。愛媛大学が行った開示決定が、不開示だったことに、不服申立てをします。

愛媛大学医学部附属病院の事業は、厚生労働省の所管であるので、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」「診療情報の提供等に関する指針」に定められている内容を守ることがあります。今回、不開示となっている特定（身体の）組織の画像の開示を請求します。検査画像の入った光ディスクは、病院名、患者名、病名、日付を明記して、病院が内容を保証する正式な診療記録DATAとして、基本原則に基づいた開示を請求します。

愛媛大学が諮問をして、個人情報保護審査会で、調査審議を行って、裁決がなされ、今回不開示となっている特定（身体の）組織の検査画像が開示されることを望みます。

ク 審査請求書8（令和5年3月8日付け補正後の令和5年1月23日付け審査請求書8）（本件請求保有個人情報11関係）

（開示請求したもの）2019年1月16日、特定（身体の）組織の検査をした日のカルテには、検査画像の記載はなく、2015年8月12日、この日は、特定（身体の）組織の検査はしていないのに、かなり特定（身体の）組織が傷んでいる画像が、カルテに記載されていたので、厚生労働省のガイドラインで定められている開示で、2015年8月12日の検査画像が記載されたカルテを請求。

（愛媛大学の開示）文書2として開示された2015年8月12日のカルテは、厚生労働省のガイドラインで定められている開示ではなかった。文書3として開示された診療記録DATA、光ディスクには、検査した内容を保証する病院名も、誰の検査結果かを特定す

る患者名も、病名も、日付も書かれていなかった。

愛媛大学医学部附属病院の事業は、厚生労働省の所管であるので、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」「診療情報の提供等に関する指針」に定められている内容を守ることがあります。しかし、今回の開示では、それが守られていないので、『検査していない日のカルテに、検査画像が記載されていて、検査した日のカルテに、検査画像が記載されていない』ということが、おこっています。愛媛大学の開示決定は、t i t l eタグ「患者ID＋診察日＋版数」と「KH＋患者ID＋Report Join 2＋生成日時」を使って、所見を入力した時刻の履歴を残さないような開示にしているのです。このような検査画像の検査日の改ざんができるのです。愛媛大学の開示決定のt i t l eタグに問題があります。「Report Join 2（2つ以上のものを加えて、つくりあげたレポート）」や、「生成日時（生成とは、新たに物を生じさせること・つくり出すこと）」は、診療記載の開示決定のt i t l eタグに使う言葉として、ふさわしくありません。不適法です。厚生労働省のガイドラインや指針で定められている開示を行えば、こういうことは、おこりません。

愛媛大学が、診療記録DATAとして開示した文書3光ディスクは、白地に「20220607-2」「文書3」と書いたものを、貼っているだけで、保有個人情報開示請求書で、診療記録の開示を請求したのに、開示した愛媛大学の名前さえ、書かれていませんでした。光ディスクの中に入っている検査結果に、間違いがないと認め、責任をもつ人がいません。保証された内容では、ありません。どこの病院で検査したのか、検査をした病院名も書かれていません。誰の検査結果なのか、検査をした患者名も特定していません。病名も、日付も書かれていない診療記録DATAの開示は不適法です。開示の基本原則に基づいていません。愛媛大学が行った開示決定は、診療記録の開示として不適法です。愛媛大学が行った診療記録の開示決定に不服申立てをします。

カルテは、厚生労働省のガイドラインや指針で定められている開示を請求します。診療記録DATAは、開示の基本原則に基づいて、検査をした病院名、患者名、病名、日付が明記されたディスクでの開示を請求します。

ケ 審査請求書9（令和5年3月8日付け補正後の令和5年1月23日付け審査請求書9）（本件請求保有個人情報6関係）

（開示請求したもの）2017年8月9日、2018年9月19日・2019年1月16日のカルテは、特定（身体の）組織の検査

をした日なのに、特定（身体の）組織の検査画像・検査所見が記載されていません。診断を裏付けする重要な画像なので、削除されていないカルテを請求。

（愛媛大学の開示）文書1として開示されたカルテは、特定（身体の）組織の検査画像も検査所見も記載されていなかった。

愛媛大学が行った開示決定は、検査した日のカルテに、診断を裏付ける重要な検査画像・検査所見が記載されていないカルテだった、ということに不服申立てをします。

愛媛大学医学部附属病院の事業は、厚生労働省の所管であるので、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」「診療情報の提供等に関する指針」に定められている内容を守ることがあります。しかし、今回の開示では、それが守られていません。2017年8月9日、2018年9月19日・2019年1月16日のカルテは、特定（身体の）組織の検査画像・検査所見が記載された、厚生労働省の指針やガイドラインで定められている開示を請求します。

愛媛大学が諮問をして、個人情報保護審査会で調査審議を行って、裁決がなされ、診断を裏付ける重要な検査画像・検査所見が記載されているカルテが開示されることを望みます。

（2）意見書1

まず「審査請求」について書きます。

当時、私が相談していた人に、「審査請求」を勧められましたが、私には「審査請求」がどういうものかも分からず、「反論」くらいの認識で書いていました。愛媛大学から、2023年2月16日付けで「不備があり、不適法であるので、3月9日までに補正するよう命じます」という文書が届きました。2枚目に書かれていた内容は、「教示」なのかもしれないけれど、パソコンで調べられない私には、条文なんて分からないし、頭が、まっ白状態になり、「あきらめ」「断念」の心境にもなりましたが、総務省から審査請求書の記載例を送ってもらい、書き直しました。

厚生労働省が定めるガイドラインを守らないで、「Report Join 2」や「生成日時」を使ったtitleタグで開示する愛媛大学医学部附属病院（以下、第2において「愛媛大学病院」という。）に対して、不信感をもっています。「愛媛大学は、不適法であり、却下する場合や、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る文書全てを開示する場合を除いて、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとされています」と、聞きました。

私は、2020年12月25日付けで、愛媛大学病院特定診療科Aに診療記録の開示請求をしましたが、病院が「カルテ開示請求書」の用紙

を渡してくれなくて、「診療情報提供申請書」の用紙で開示請求したので、正確なものは、開示されませんでした。「特定諮問番号事件」にも書いていますが、今だに、病院も大学も、「カルテ開示請求書」の用紙を渡すことを拒否しています。

私は、厚生労働省のガイドラインに定めているような、入力者の氏名及び、所見を作成された時刻を含む正確なカルテ開示、診断を裏付ける重要な検査画像の開示を請求していて、愛媛大学からの諮問理由説明は、「検査画像は、作成されていない」「文書1のほかは、保存されていなかった」「更新ログは、保存されていなかった」「原処分として特定した文書のほかは、保存されていなかった」というものでした。

私が請求している正確なカルテ開示が、されないので、信念をもって、自分の考えを説明していきます。最後にまとめて書きますが、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を作成している厚生労働省に、愛媛大学の立ち入り検査をしてもらって、このガイドラインを守った正確なカルテ開示をするよう指導してもらえたら、すべて解決する問題です。（中略）

ア 審査請求日2022年11月21日（審査請求書1（上記（1）ア））（本件請求保有個人情報2及び本件請求保有個人情報10関係）（不開示）

今回不開示となっている「2017年2月22日、特定（身体の）組織が傷んでしまったのを確認した翌月、3月29日に検査した特定状態下の特定検査Aの画像」と、「入院前の検査の日、8月9日の同検査の画像」について書いています。詳しいことは、1回目の審査請求書（審査請求日2022年11月21日）。審査請求の補足説明・補正後の審査請求書に書いていましたので、見てください。

◎ 諮問理由説明2）（下記第3の3（1）イ）には、「審査請求人が削除したと主張する検査画像は、作成されていない」不開示とした理由として「検査は実施しているが、検査画像は作成していないため存在しない」と、書かれています。「入院前の診断を裏付ける重要な検査画像も、作成していない」としています。

入院した日、平成29年9月12日付けの入院診療計画書と、平成29年9月28日付けの入院・通院証明書（診断書）で説明します。入院した日（平成29年9月12日）が初診の特定医師Aは、平成29年9月28日付け診断書で初診日を『入院前の検査の日、平成29年8月9日』にしているので、大学が不開示としている画像をパソコンで見て、診断しているのは分かります。この画像が作成されていることは証明できました。入院していた日が初診の特定医師Aは、大学が不開示（検査画像は作成していない）としている入院

前の検査の日、2017年8月9日の検査画像を見て、入院診療計画書の病名を「特定疾病C」と、診断しています。この画像がパソコンの中に入っていなかったら入院した日が初診の特定医師Aは、「特定疾病C」と診断できません。諮問理由2）（下記第3の3（1）イ）は成り立ちません。

- ◎ 諮問理由説明1）（下記第3の3（1）ア）、「特定医師Bに確認したところ、特定検査Aは実施したが、検査画像は撮影保存していない」これに関しては、反論を詳しく説明します。『主治医、特定医師Bが診療のたび覗いている（特定状態にしない状態の）特定検査A』と、『私が言っている検査』は、まったく違う意味のものです。諮問理由に書かれている検査は、毎回診察のたび特定医師Bが検査して、画像は、撮影、保存していません。この検査は、特定（身体の）部位Bの表面を見ているだけです。

不開示となっている画像は（特定薬Gを使用して、特定状態にした状態での）特定検査Aです。（中略）

特定医師Bは、この検査画像は、撮影していません。特定状態が開くまで待合室で待って、特定状態が開いたのを確認してから、検査室で、医師以外の方が撮影しました。

（中略）2015年11月頃、特定症状Bが出て、12月9日受診時より、特定医師Bには、訴え続けていましたが、私がいくら特定症状Bを訴え続けても、2017年2月22日、特定（身体の）組織が傷んでしまっているのを確認するまで1年余り、特定医師Bは特定状態にした検査を思いつかなかったのです。翌3月29日、やっと特定状態にした検査をして特定疾病Dと診断されたのですが、この特定症状Bから1年数ヶ月の間に、奥の特定（身体の）組織が傷んでしまったのです。だから、この検査画像を不開示にしています。この検査画像は、作成しています。存在しています。特定疾病Bを診断できる重要な検査画像です。理由説明1）（下記第3の3（1）ア）も間違っています。

☆理由説明としている1）（下記第3の3（1）ア）も2）（下記第3の3（1）イ）も成立しないので、不服申し立てをします。不開示としている検査画像の開示を求めます。ガイドラインで定められている内容を守った開示を要求します。

不開示としている本件請求保有個人情報2と本件請求保有個人情報10について、診療記録の開示請求の別紙「本件請求保有個人情報2は、文書3のうち平成29年8月9日分」「本件請求保有個人情報10は、文書2のうち、平成29年3月29日分」を、開示しているように書かれています。文書3入院前の検査の日、平成29年

8月9日の、特定病態Cの画像は、すでに説明したように、入院した日が初診の特定医師Aが見ているのだから、パソコンの中には保存しているはずですが、文書3光ディスクとして開示されたものの中には入れていないようです。私は、パソコンで見ることにはできないけれど、人にコピーしてもらいました。2017年8月9日の画像は、「特定（身体の）部位Cの病気はない」という画像のみで、「特定疾病Bを診断できる特定状態下の特定病態Aの画像」はありませんでした。大学から送られてきた「CD-R」送ります。特定（身体の）組織の検査画像も、2017年8月9日、9月12日、2018年9月19日、2019年1月16日の画像は、開示していません。また面倒なことを言って申し訳ありませんが、コピーしたあとは、CD-Rは、返却をお願いします。（証拠品として持っておきたいので）

カルテ左上に「2022/10/13」と書いてあるのが文書2のようです。「本件請求保有個人情報10の文書2の平成29年3月29日のカルテ」に関しては、大学が何を言いたくて、これを開示しているのか、私には理解できません。文書1と文書2は、文字を少し大きくしているだけで、内容は同じです。比較のため、文書1も添付しておきます。『カルテの〔検査・処置〕には、特定薬Gを使用して、特定状態にして、特定検査A（特定部分B及び特定部分C）をしているように書いていますが、カルテには、特定疾病Bを診断できるこの画像は、記載されていません』それを証明しているのと、関係のない「特定薬Aを中止した」という所見の複写転用を証明しているカルテです。2016年10月12日の所見を、11月16日、2017年1月4日、2月22日、3月29日、4月28日まで、連続で複写転用しています。

毎回、特定医師Bが覗いている特定検査Aとは違って、不開示となっている画像は、特定疾病Bを診断できる重要な検査画像です。医療法で保管義務は、あります。もしも大学が「保管義務の2年は、もう過ぎている」と言った時の対策も書いておきます。①不開示となっている2017年3月29日と、8月9日の特定状態下の特定病態Aの画像については、通院中です。次の予約日が2019年9月18日の時、主治医、特定医師Bの診察のない日、2019年8月27日、特定診療科A受付に「検査したことを証明できる診療費明細書を添えてこの画像のコピーを請求しました。この時点では、通院中だから、この検査画像の保管義務はあります。対応した特定医師Cは、特定医師Bのパソコンを開いて、私の目の前で、2017年3月29日のカルテから、検査画像と、検査所見を削除して、

5ヶ月も前の「2016年10月12日、特定薬Aを中止した」という関連性のない所見を複写転用して作ったカルテを、私に渡して「検査画像は保存していない」と、言いました。右下2019/08/27（特定医師Cが作ったカルテ）と、右下2021/01/05（病院が開示したカルテ）添付しておきました。保管義務があるのに特定医師Cは「保存していない」と言って、開示していません。

「保管義務の2年は、もう過ぎている」と言われた時の対策②

2019年1月16日の検査の特定（身体の）組織の画像について説明します。こちらは、開示されたカルテの右下が2021/01/05なので、開示した時点でまだ2年たっていないので保管義務はあります。どちらの画像も、診断を裏付ける重要な画像なのに、開示していません。通院中、この画像を見せて患者への説明もありませんでした。

（中略）

イ 審査請求書2（上記（1）イ）（本件請求保有個人情報4関係）

本件請求保有個人情報4では、すべての期間のカルテについて、ガイドライン105ページに書いてあるような「入力者の氏名及び、所見を作成された時刻を含む」「変更又は改ざんができないことが保証されている」「万一、改ざんが起こった場合にも、それが検証可能な」そんなカルテ開示を求めています。

1回目の2020年12月25日付けの開示請求では、病院に、「カルテ開示請求書」の用紙を、渡してもらえなくて、「診療情報提供申請書」の用紙で開示請求したので、（詳しいことは特定諮問番号事件で、説明しています）愛媛大学病院特定診療科Aで開示された右下2021/01/05のカルテは正確なものではありませんでした。だから、保有個人情報開示請求書での診療記録の開示請求では、冒頭に、「診療情報の提供を求めるものではありません。検査画像・電子カルテ原本複写での開示・診療記録の写しの交付を請求します」と書いて、本件請求保有個人情報4では、「診療録平成27年8月12日から令和1年8月14日のカルテは、電子カルテに求められる真正性を保つため、入力ごとに入力者の氏名及び作成された時刻を含む形式でのカルテ開示」と、具体的に明記して請求しました。

諮問理由として「文書1のほかは、保存されていなかった」として、右下2021/01/05のカルテと内容的には、まったく同じものが開示されました。（同じものだった、という証明は、審査請求書の中でしています。）

☆ガイドラインで定められているような正確なカルテ開示を請求しましたが、請求したものが開示されなかったことに不服申し立てをします。ガイドラインで定められているような開示を請求することは、不適法ではないと思っております。諮問理由説明としては「文書1のほかは、保存されていなかった」と書いてあるので、愛媛大学病院は、「特定記録」が行われているようです。立ち入り検査しか解決方法はないのでしょうか。厚生労働省の指針やガイドラインで定められているカルテ開示を請求することが、どうして不適法なのですか？お尋ねします。厚生労働省の指針やガイドラインで定められているカルテ開示を要求します。

ウ 審査請求書3（上記第2の2（1）ウ）（本件請求保有個人情報5関係）

本件請求保有個人情報5では、具体的に、『初診2015年8月12日から、2016年3月9日までのカルテについて、すべての診察日で「主治医の氏名」と、「所見を作成した時刻」のみ記載されていて、所見を削除した形跡が10ヶ所ある』と、指摘しています。これについては、審査請求書で具体的に説明しています。

諮問理由説明には「開示した文書2には、それぞれの更新ログの1ページ目、右上に、作成日時が記載されているため、当該文書がいつ作成されたものかを確認することができる」と、書かれていますが、001、002、003と、何枚作成しても、すべて所見が削除されたままでは、まったく意味がありません。開示された2015年8月12日のカルテと、2015年8月19日から2016年3月9日までのカルテを添付しておきます。

「患者ID+診察日+版数」のtitleタグでは、所見を記載すれば、自動的に時刻も記載されるようになっていきます。所見を削除しても、時刻は残ります。主治医の氏名と、所見を記載した時刻が残っているということは、所見は、記載されていたのです。誰かの手によって削除されたという証です。

☆「誰かが所見を削除した」ということに不服申し立てをします。愛媛大学は、所見を開示する気がないようです。ガイドラインで定められた開示をすれば所見も開示されます。ガイドラインで定められている正確な真実のカルテ開示を要求します。

2015年8月12日、初診時のカルテに記載される、主訴、現病歴、既往歴を、年回いっぱい、6回、診療行為の実行者ではない人が意味も考えないで、複写転用しているので、内容的に意味不明（2015年9月2日のカルテ）なところがあったり、実際には、前回よりも、特定圧力が上がっているのに、既存の所見「特定圧力

は下がっている」を複写転用（2015年10月14日のカルテと、12月9日のカルテ）していたりします。

診療行為の実行者ではない、医事課診療報酬チーム特定職員が、カルテの内容を変えるのは、違法ではないのでしょうか？お尋ねします。内容的に矛盾があるカルテを開示されても、カルテの機能を果たしていません。役に立ちません。

エ 審査請求書4（上記（1）エ）（本件請求保有個人情報7関係）
（特定疾病Bの証明）

診療情報提供書には「特定月A頃より特定病態Bの進行が認められ、特定疾病Aによるものと判断し、手術した」と書かれていましたが、開示された平成28年（2016年）7月20日のカルテの所見は、それを削除して、何の関連もない5ヶ月前の「特定薬Bを中止した」という所見を複写転用したものであったので、誰かが書き換えたようです。本件請求保有個人情報7では、書き換える前の本来の所見が書かれている「変更履歴の開示」を求めています。2016年2月10日の「特定薬Bを中止」の所見は、7月20日まで連続複写転用しています。

事の発端は、保険会社の人に、「この診断書では、保険金は出ませんよ」と、言われたことでした。この診断書は、入院した日、2017年9月12日が初診の特定医師Aが書いたものですが、入院診療計画書の病名「特定疾病C」を、診断書では、「特定疾病H」と変えて、特定疾病Dの原因「不詳」・特定疾病Dの発生日「不詳」と書いて、「特定疾病G」か「特定疾病B」か判断できない、あいまいな表現にして、特定症状Bが出る前の2015年8月12日から主治医であり、特定疾病D手術をした特定医師Bの名前を隠して、前医（無）と、書かれていました。

保険会社の人に、「この診断書では、保険金は出ませんよ」と言われたことを、特定医師Bに伝えて、「特定医師Bが、カルテに、はじめて「特定疾病D」と書いたのは、いつですか？」と、私が尋ねると、パソコンを見ながら、2016年7月20日、「特定（身体の）部位Bの乾き、キズ、特定病態D、特定疾病Dで特定病態Bが進んだと書いている」と、言っていました。不服申し立ての内容は、「この所見がカルテから削除されている」と、いうことです。開示されたカルテは、この所見を削除して、5ヶ月前の関連性のない「特定薬Bを中止」の所見を複写転用したものでした。7月20日のカルテの所見は、書き換えられていました。

諮問理由説明には、「更新ログは、保存されていなかった」・「特定病態Bの進行」「特定疾病A」と書かれている修正履歴は無い、

と書かれています。この日の所見の内容は、特定医師Bが、パソコンを見ながら言っていたことなので、誰かが所見を書き換えています。厚生労働省のガイドラインで定められている開示をすれば、すべて解決する問題です。この頃、特定医師Bは、まだ特定部分Bしか診ていなかったのも、「特定疾病B」は、分かっていませんでしたが、「特定（身体の）部位Bの乾き、キズ」と言っていたのに、この日の所見には、「特定薬C使用して特定（身体の）部位B表面は、きれいになっている」という真逆の内容が書かれているので、書き換えたのは、診療行為の実施者ではない人のようです。

☆「診療行為の実施者ではない人が、カルテの所見を書き換えている」ということに不服申し立てをします。厚生労働省のガイドラインで定められているカルテ開示を要求します。

「特定疾病Dの発生日が、いつか」で、おおよそ、「特定疾病G」か、「特定疾病C」か、判断がつかず。保険会社の人には、特定疾病Dの発生日が不詳になっていることも指摘されていたので、特定医師Bに尋ねました。「（2016年2月10日・・・）今、考えると・・・（中略）予約の日まで待たなくて、1週間早く受診して、訴え続けていました。（この頃、特定医師Bは、特定状態にしない検査では、特定（身体の）部位Aは、あまり濁っていなかったのも、特定疾病Dとは、診断していなくて）「そんな話は、聞きません」と言われていて、2月10日は、検査もしてくれなくて、再診料のみの220円の支払いでした。何も検査しなかったことは、診療明細書で証明できます。1週間後、予約の日2月17日、もう一度受診して、検査はしたけれど、まだ特定状態にした検査は思いつかなくて、特定部分Bのみの検査しかしていないのも、この診療費明細書で証明できます。特定状態にした検査をして「特定疾病Dです」と診断されたのは、この1年後、2017年3月29日でした。こちらは、「特定部分B及び特定部分C」と、書かれています。

この特定症状Bを訴え続けていた頃、奥の特定（身体の）組織が傷んでしまったので、2017年3月29日と、入院前の検査の日、8月9日の特定状態下の特定病態Aの画像は不開示になっています。この特定状態下の特定病態Aの画像を見て、特定（身体の）部位Aの特定部分Aに特定症状Aができていたら、特定疾病E（特定疾病B）が、証明できます。

「特定疾病E（特定疾病B）」や、「特定（身体の）組織障害を伴う特定疾病F」の証明としては、「特定薬Dの投与量と、特定薬Dの投与期間と、その後、特定（身体の）組織障害や、特定範囲障害が生じたか」で判断できます。（中略）

オ 審査請求書5（上記（1）オ）（本件請求保有個人情報8関係）

本件請求保有個人情報8では、2016年10月5日、愛媛大学病院での1回目の特定（身体の）組織の検査所見が削除されているので、この所見の開示を求めています。通院時の説明では、「右特定（身体の）部位Bは軽い」「左特定（身体の）部位Bは弱っている」と説明されましたが、これよりも前、初診の2015年8月12日のカルテには、（カルテの検査・処置を見れば分かりますが、この日は特定（身体の）組織の検査はしていません）左特定（身体の）部位Bまっ赤に表示された、かなり特定（身体の）組織が傷んでしまっている画像が記載されています。いったん生じた特定（身体の）組織障害は、不可逆性なので、傷んでしまった特定（身体の）組織が1年後に良くなることは、ありません。あり得ないのです。不自然なことが起こっているので、解明するためにも、このふたつの検査所見の内容を比較して見る必要があります。（初診のカルテに記載している特定（身体の）組織の検査所見も削除されていました。）

これに対して、愛媛大学の諮問理由としては、「更新ログは、保存されていなかった」と、書いています。文書2で開示された2016年10月5日のカルテは、001、002とは書いていませんが、作成日時がふたつあるようです。しかし、内容的には、まったく同じものです。特定（身体の）組織の検査画像は、記載されていますが、その文字所見は、「特定薬A追加、左のみ」とだけ、書かれています。カルテのどこにも特定（身体の）組織の検査所見は、書かれていません。それに対して、諮問理由説明書には、「〔文字所見〕の記載内容に変更は無い」「原処分は妥当である」と、書かれています。

☆検査所見を求めて審査請求をして、「検査所見は、保存されていなかった」「原処分は妥当である」と、書かれています。理解不能です。求めているものが開示されないのだから、不服申し立てをします。愛媛大学病院が、開示決定のtitleタグとして使っている「患者ID+診察日+版数」や、「KH+患者ID+ReportJoin2+生成日時」ではなく、厚生労働省のガイドラインで定められている入力者の氏名及び、所見が作成された時刻を含む形式での正確なカルテ開示を要求します。

カ 審査請求書6（上記（1）カ）（本件請求保有個人情報9関係）

本件請求保有個人情報9では、2017年2月22日、愛媛大学病院での2回目の特定（身体の）組織の検査所見が削除されているので、この所見の開示を求めています。2017年2月22日、この検査のあと、特定医師Bは、「右特定（身体の）部位Bは気にしな

くていい」と言ったあと、「赤いところが多いと傷んでいる」と説明して、「左特定（身体の）部位Bは、特定（身体の）組織の線維が傷んでいる。もっと気にするべき」と、あわてたように、怒って言いました。

特定病院通院時、特定薬Eが特定（身体の）部位Bの中に入って、特定圧力が上がった4ヶ月後、特定月B頃、特定症状Bが出て、12月9日、受診時より、主治医、特定医師Bには、訴え続けていましたが、特定状態にしない検査では、「特定（身体の）部位Aは濁ってないから、特定疾病Dではない」と言って、分かってもらえませんでした。私が怒られる理由や根拠は、ありません。

この日、特定（身体の）組織が傷んでしまっているのを確認してから、（2017年2月22日のカルテ）翌月、2017年3月29日、やっと特定状態にした検査をして、「特定疾病Dです」と、診断されるのですが、この「特定疾病B」を診断できる画像は、不開示にして、カルテにも記載していません。今回開示請求している「特定（身体の）組織線維が傷んでいる」という2017年2月22日の重要な検査所見と、3月29日の、特定疾病Dの診断を裏付ける重要な検査画像、検査所見を、カルテから削除して、この一連の出来事を隠すために、2016年10月12日の「特定薬Aを左特定（身体の）部位Bだけに処方して、左特定（身体の）部位Bだけに、特定副作用が出て中止した」という、特定（身体の）組織とは、何の関連性もない所見を2016年11月16日、2017年1月4日、2月22日、3月29日、4月28日まで連続で複写転用しています。

☆『病院が都合が悪くて隠したい所見は、カルテから削除して、かわりに、何ヶ月も前の既存の所見を連続で複写転用する』というやり方に不服申し立てします。諮問理由として、「更新ログは保存されていなかった」とか、「審査請求人が主張する電子診療録の修正履歴は無い」と書かれています。厚生労働省の指針やガイドラインで定められている開示をすれば、私が請求している画像や検査所見は、カルテに記載されています。

愛媛大学病院が、開示決定のtitleタグとして、「患者ID+診察日+版数」や、「KH+患者ID+ReportJoin2+生成日時」を使っているから、こんな不正ができるのです。厚生労働省の指針やガイドラインで定められているカルテ開示を要求します。

キ 審査請求書7（上記（1）キ）（本件請求保有個人情報3関係）

本件請求保有個人情報3で、開示を求めているのは、全8回検査の

特定（身体の）組織の検査画像で、本件請求保有個人情報6で開示を求めているのは、特定（身体の）組織の検査画像と所見が記載されている診療録です。2022年6月6日付けで、開示手数料を同封して、保有個人情報開示請求書を愛媛大学に送りました。保有個人情報開示請求書で、診療記録の開示ができると知ったのは、6月29日付け文書でした。（特定諮問番号事件参照）

2020年12月25日付けで、愛媛大学病院に、カルテ、検査画像の開示請求をした時は、検査画像は、1枚も開示されなかったもので、この頃は、愛媛大学病院で検査した特定（身体の）組織の画像全8回分、すべての開示を請求していました。

2022年11月25日付けで文書3光ディスクとして送られてきた画像のコピーは、添付していますが、開示されたのは、

- ①2016年10月 5日（1回目の検査）
- ②2022年 2月22日（2回目の検査）
- ③ 6月 2日（3回目の検査）
- ⑦2018年10月31日（7回目の検査）のみでした。

残り4回分は、不開示でした。

※「検査日が2015年8月12日」と書かれている画像は、愛媛大学病院での最後の検査2019年1月16日の検査日を改ざんしている可能性が、あります。初診2015年8月12日のカルテ〔検査・処置〕に、「特定解析」とは、書かれていません。2015年8月12日は、特定（身体の）組織の検査はしていません。

全8回、特定（身体の）組織の検査をしたことは、添付している診療費明細書と、カルテ〔検査・処置〕に、「特定解析」と書かれていることで証明できます。

「特定解析」の検査の中に、「特定（身体の）組織の画像」と、「特定（身体の）部位Cの画像」があつて、病院が特定（身体の）組織の検査画像を、隠したい日のカルテには、「特定（身体の）部位Cの画像」が記載されています。全8回の検査のうち、特定（身体の）組織の画像が開示されなかったのは、次の4回分でした。

- ④2017年8月 9日（特定疾病Dで入院する前の検査の日）
- ⑤ 9月12日（入院した日）
- ⑥2018年9月19日
- ⑧2019年1月16日

の4回分の画像が開示されなかったことに、不服申し立てをします。

添付している「診療費明細書」で、検査したことを証明できて、カルテの〔検査・処置〕でも、「特定解析」と書かれていて、検査したことは、証明できるのに、諮問理由説明には、「特定した文書

のほかは、保存されていなかった」と、書かれています。「原処分は妥当である」と、書かれています。①検査したことが説明されていて、②「特定（身体の）組織障害を伴う特定疾病Fが生じた」という診断を裏付ける重要な検査画像です。③医療法で、検査画像の保管義務は、あります。「保存されていなかった」は、妥当ではありません。

診療記録の開示のガイドラインを作成している厚生労働省に立ち入り検査をしてもらって、画像が保存されていなかったら『医療法で検査画像の保管義務があることを伝えて』行政指導を、画像が保存されていたら、開示するよう指導をお願いします。

ク 審査請求書8（上記（1）ク）（本件請求保有個人情報11関係）

本件請求保有個人情報11では、「審査請求人の主張の要旨」として、「2015年8月12日のカルテは、所見を削除した形跡が残っているので、所見が削除されていないカルテの開示を請求しています」と書かれています。本件請求保有個人情報11の要旨・要点は「特定疾病D手術後、抗炎症薬の強い特定薬Dの特定薬Fを、48日間使用し続けて、『特定（身体の）組織障害を伴う特定疾病F』が生じてしまったあとの2019年1月16日の画像を検査日を変えて、初診の2015年8月12日のカルテに記載している」と、主張しています。

諮問理由説明として、「更新ログは、保存されていなかった」とか、「所見が削除された履歴は無い」と、書かれています。所見ではありません。「特定（身体の）組織が傷んでしまった2019年1月16日の画像が、検査をしていない初診の日のカルテに記載されている」と、主張しています。

カルテの〔検査・処置〕を見れば証明されます。この画像が記載されている日、2015年8月12日の〔検査・処置〕に「特定解析」とは、書かれています。この日、この検査はしていません。愛媛大学病院での最後の（8回目の）特定（身体の）組織の検査をした2019年1月16日のカルテの〔検査・処置〕には、「特定解析」と書いてあり、検査はしましたが、カルテに特定（身体の）組織の画像は、記載されていません。

これに関しては、令和4年11月25日付けで開示された「KH+患者ID+ReportJoin2+生成日時」というtitleタグを使ったら、検査画像の検査日を、別の日付に生成することができると分かりました。それで作り出した日付が、検査していない日、初診の2015年8月12日だったのでしょう。

2016年10月5日、愛媛大学病院の1回目の特定（身体の）組

織の画像よりも、その1年前の2015年8月12日の画像のほうが、特定（身体の）組織が傷んでいるということは、あり得ません。いったん生じた特定（身体の）組織障害は、不可逆性なので初診の日に傷んでしまっている特定（身体の）組織が、1年後に良くなることは、あり得ません。

☆「KH+患者ID+ReportJoin2+生成日時」というtitleタグを使って、検査画像の検査日を、改ざんしている愛媛大学に不服申し立てをします。厚生労働省が電子化した診療情報の正確性の確保について定めているガイドラインを守った開示を要求するばかりです。こんなことが可能なら、しようと思ったら、何でもできるのでしょう。

文書2として開示された2015年8月12日のカルテは、変更履歴として、001から007まで、20枚も作っていますが、時間の経過とともに、自動的に記録されたものではなく、診療行為の実施者ではない人が、内容は同じで、文書1の文字を大きくして文書2を作っているようです。文字を大きくしたために、次の行にずれ込んでいます。001は、改行が変になっていて、002、003、004は、改行に関しては治しているが、そのあとの005、006、007では、また001とは違った形になっています。こんな不規則な改行の変化が、自動的に記録されたものではないことを物語っています。文書1も添付していますから、内容を比較してください。

カルテ上の「005のまん中の0」が、半角になっているので、更新ログは、自動的に記録されたものではなく、変更履歴に見せ掛けているだけで、カルテの内容以外、作成日時も、キーボード入力しているようです。そうでないと「005」のまん中が半角になっている説明が付きません。

ケ 審査請求書9（上記（1）ケ）（本件請求保有個人情報6関係）
（特定疾病Fの証明）

本件請求保有個人情報3で、開示を求めているのは、全8回検査の特定（身体の）組織の検査画像で、今回、本件請求保有個人情報6で、開示を求めているのは、特定（身体の）組織の検査画像と検査所見が記載されている診療録です。

諮問理由説明としては、「原処分として特定した文書のほかは、保存されていなかった」「原処分は妥当である」と、書かれています。本件請求保有個人情報3と同じく、検査したことを証明する診療費明細書はあります。カルテの〔検査・処置〕には、「特定解析」と書いてあります。検査はしています。「特定（身体の）組織障害を

伴う特定疾病F」を診断する重要な検査画像です。保存の必要は、あります。妥当では、ありません。

☆④2017年8月9日⑤9月12日⑥2018年9月19日⑧2019年1月16日検査の特定（身体の）組織の検査画像・検査所見をカルテから削除していることに不服申し立てをします。

☆愛媛大学病院の事業は、厚生労働省の所管であるので、「診療情報の提供等に関する指針」「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に定められている内容を守する必要があります。しかし、愛媛大学の開示決定のtitleタグは、「患者ID+診察日+版数」と、「KH+患者ID+ReportJoin2+生成日時」を使って、検査画像や検査所見をカルテから削除したり、検査画像の検査日を、別の日に生成したり、診療記録DATAとして開示した文書3光ディスクも、白地に「20220607-2」「文書3」と、書かれているだけで、検査した病院名も患者名も、日付も、検査内容も、明記されていません。開示の基本原則に基づいていません。「ReportJoin2（2つ以上のものを加えて作りあげたレポート）」や、「生成日時（生成とは、新たに物を生じさせること、作り出すこと）」を使った不適法な開示。開示の基本原則に基づいた診療記録DATAの開示をしていない愛媛大学に不服申し立てをします。

診療記録の開示のガイドラインを作成している厚生労働省に立ち入り検査をしてもらって、指針やガイドラインに定められているカルテ開示が、できるよう、診断を裏付ける重要な検査画像が、診療記録DATAで開示できるよう、行政指導を要望します。

2019年、2020年、2021年、2022年と、病院や大学に、開示請求しても、正確な開示は、されません。行政相談を続けても、正確な開示は、できませんでした。やるせない気持ちを大学にも送っています。審査請求書9の2/6・3/6・4/6、読むだけでも読んでください。

本件請求保有個人情報7で特定疾病E（特定疾病B）の証明をしていますが、本件請求保有個人情報6では、特定疾病D手術後の特定疾病Fを証明します。

特定疾病Fの判断については、①特定（身体の）部位Bの手術を受けて、特定圧力が一時的に上がっていたことがないか、②特定薬D等の特定圧力が上がる薬物を長期にわたり使用したことがあるか、この2点だそうです。どちらも証明できます。

（中略）

今まで7人の弁護士に相談してきましたが、弁護士は、「病院が何

をしても罰する法律はない」と、言いました。「正確なカルテを出していない」⇒正確なカルテの存在を証明しなければならない」「カルテの内容が矛盾している」「内容がおかしい」だけでは、正確なカルテではないと言えない。「病院が作成して病院が保存している。隠そうと思った時、ウソを書くことは、可能」「厚生労働省の指針・ガイドラインを守りなさい」⇒「違反してもペナルティはない」「だから病院は、守っていない」結局、患者は、何をされても、泣き寝入りするしかないようです。それが、くやしいんです。

前回、特定諮問番号事件に添付した、特定診療科Bのカルテ開示、違法にならないのでしょうか？①私は、カルテ開示を請求したのに、開示されたものは、カルテではありません。②どのページもすべて特定職員が改変しています。③医師が書いている診療情報提供書を、診療行為の実施者ではない特定職員が、改変しても、法律上の制裁はないのでしょうか？

④私が委任契約をした弁護士でさえも、愛媛大学病院には、「任意代理人からの開示請求はできない」と、聞きました。それなのに、特定病院の代理人を名乗る弁護士から私に届いた「ご連絡」という文書には、「(中略)」と、私の承諾なしに、私の個人情報を愛媛大学病院から得ていました。特定職員に問いただしたら、「特定医師Dが伝えたのだらう」と、言っていましたが変わります。特定医師Dが伝えたのなら、特定疾患の特定(身体の)部位B薬の名前は、正しく「特定薬C」と、伝わっているはずですが、医事課診療報酬チームの特定職員が改ざんした特定診療科Bの経過記録は、「特定薬C´」と、間違っていました。特定病院の代理人を名乗る弁護士からの文書も、同じく間違っていて「特定薬C´」と書かれていました。医事課診療報酬チーム特定職員が、私の個人情報を、私の知らない第三者に渡すことは、違法なのではないのでしょうか？法律上の制裁が課せられる行為ではないのでしょうか？病院は、何をしても、とがめられないのでしょうか。

「その他」として、愛媛大学病院通院時、私が「特定薬Dと特定疾病Dとの関係」を知って、主治医に尋ねたり、開示請求を体験してきた中での疑問点を指摘しておきます。

(中略) 1回目の2020年12月25日付けの開示請求では、医事課診療報酬チーム特定職員は、検査画像を1枚も開示しなかった。

病院ぐるみでこの画像をわたすことを阻止しています。4年たった今も、愛媛大学長は、この画像を、不開示にしています。

令和5年(独個)諮問第35号に対する意見書

送られてきた「諮問理由説明」についての反論、不服申し立て、要

望などに書いた理由により、以下の通り意見書を提出します。結論から先に述べます。

個人情報保護委員会が愛媛大学医学部附属病院の事業所管大臣（厚生労働大臣）に、権限を委任すると、立ち入り検査、指導、勧告、命令の権限を行使することができるかと聞いています。これから①から⑨まで問題点を書き出しますが、このくらい条件がそろえば、診療記録の開示のガイドラインを作成している厚生労働省が、愛媛大学病院に、立ち入り検査をしてもらって、このガイドラインを守った開示をするよう、指導してもらえないのでしょうか。特定診療科Aと特定診療科B、ガイドラインを守った正確なカルテ開示・診断を裏付ける検査画像の開示を要求したいのです。医療法で、検査記録の保管義務は、あるのだから、立ち入り検査して、パソコンの中に保存しているかどうか、調べて、保存していなかったら、行政指導を、保存していたら、開示できるように、してください。2019年、2020年、2021年、2022年、2023年と、愛媛県内・県外の行政相談も続けてきたし、7人の弁護士にも相談してきましたが、解決できませんでした。（私には、普通のカルテを開示は、してくれません）。「第三者的立場の、権限をもった人でないと、解決できない」ということを悟り、『保有個人情報開示請求者での診療記録の開示請求』『審査請求』『諮問』という、この道を選択しました。

①文書2に関して、001、002、003と、何枚作成しても、すべて所見が削除されたままですが、「患者ID＋診察日＋版数」のtitleタグでは、所見を記載すれば、自動的に時刻も記載されます。所見を削除しても時刻は残ります。主治医の氏名と、所見を記載した時刻が残っているということは、所見は、記載されていたのです。誰かの手によって削除されたという証拠になります。所見を削除されていないカルテの開示を要求します。

②愛媛大学病院も、愛媛大学も、患者が「カルテ開示請求書」の用紙を請求しても、拒否し続けている。わたすよう指導できないのでしょうか。カルテ開示請求書の用紙を患者にわたさなかったら、病院は、正確なカルテ開示をしなくてもいいのですか？

③診断を裏付ける重要な検査画像の開示を請求しても、不開示だったり、カルテに記載していない、通院中請求しても、検査画像を見せて説明してくれなかった。医療法で検査画像の保管義務はあります。立ち入り検査して、パソコンの中をチェックして、保存していなければ、行政指導を、保存していれば、開示してください。

④愛媛大学病院が、開示決定のtitleタグとして使っている

「KH+患者ID+ReportJoin2+生成日時」は、違法では、ないのでしょうか？このtitleタグを使わないカルテ開示・ガイドラインを守ったカルテ開示を請求します。

⑤特定診療科Bのカルテの開示請求をしたのに、「カルテ」が開示されない。経過記録、プロブレムに、カルテと同じように診療録としての効力、証拠能力が、あるのでしょうか？私はガイドラインを守った正確な特定診療科Bのカルテがほしいのです。

⑥厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」102ページには、「故意による虚偽入力、書換え、消去及び混同は、そもそも違法行為である」と書かれています。違法行為であれば、制裁はないのでしょうか。ガイドラインを守った正確なカルテ開示を再度請求します。

⑦103ページには、「電子保存の対象となる情報の入力、診療行為等の実施者が行うことが原則である」と、書かれています。愛媛大学病院の開示では、特定診療科Aも、特定診療科Bも、診療行為の実施者ではない、医事課診療報酬チーム特定職員が手を加えて、内容を変えています。許されることなのでしょうか？特定職員が手を加えていないカルテ、ガイドラインを守った特定診療科Bのカルテの開示を再度請求します。

⑧105ページには、「入力者の氏名及び、作成された時刻を含むことが必要である」「変更又は改ざんができないことが保証されている必要がある」「万一、改ざんが起こった場合にも、それが検証可能な環境で保存しなければならない」と書かれています。厚生労働省に立ち入り検査をしてもらったら、削除された所見も、開示されると考えられます。

⑨112ページ、「滅失であるか、改ざん又は、破壊であるかを問わず、情報が失われるような場合に備えて、定期的に、診療録等の情報のバックアップを作成し、そのバックアップを、履歴とともに管理し、復元できる仕組みを備える必要がある」と書かれています。愛媛大学は、「原処分として、特定した文書のほかは、保存されていなかった」と書いています。「特定記録」を、つくっているようです。無い所を、いくらさがしても、出てきません。立ち入り検査して、調べて、開示できるようにしてください。

期限が心配ではありますが、あと一点、『愛媛大学病院の開示の現状』を、厚生労働省に「情報提供」してほしいので、別便で送りたいものがあります。①カルテ右下2021/01/05のカルテ◎（検査画像が1枚も開示されなかった、他）②カルテ右下2022/09/27のカルテ（ReportJoin2や生成日時を使っ

た t i t l e タグでの開示は不適法、他) ③特定診療科 B のカルテ開示を請求したのに、送られてきたものは、すべてのページで診療行為の実行者ではない、医事課診療報酬チーム特定職員が手を加えて改変した経過記録プロブレムだった。

①と②のカルテ 155 枚の内容は、同じものですが、医事課診療報酬チームの令和 3 年 4 月 12 日付け、令和 3 年 11 月 2 日付けの文書では、「以前お渡ししたカルテが当院での開示請求を受けた期間すべての記録です」と、すべて開示して、解決しているように、見せかけています。しかし、「診療録写し」として送られてきた 298 枚すべて送って、パラパラとめくってもらって、『検査画像は、1 枚も開示していない』ということを証明したいのです。

(3) 意見書 2

愛媛大学病院特定診療科 A、1 回目の開示請求で送られてきた 298 枚を送らせてもらいました。病院は、「以前お渡ししたカルテが当院での開示請求を受けた期間すべての記録です」と、すべて開示して解決しているように見せかけていますが、1 回目の開示請求では、検査画像は 1 枚も開示されませんでした。それを証明するために、送らせてもらいました。カルテ右下に番号を打っていますから、パラパラとめくってもらっただけで、「検査画像は 1 枚も開示されていない」ということは、確認されます。

1 回目の開示請求 (特定診療科 A)、検査画像は、1 枚も開示されなかった他 (右下 2021 / 01 / 05 のカルテ)、2 回目の開示請求 (特定診療科 A)、診療記録 DATA 光ディスクには、病院名も患者名も、明記されていない他 (2022 / 09 / 27 のカルテ)、3 回目の開示請求 (特定診療科 B)、カルテ開示を請求したのに届いたのは、特定職員が改変した経過記録だった。(2023 年 6 月 15 日付け)

この 3 件を、愛媛大学病院の開示の現状として、厚生労働省に提供してください。愛媛大学病院の巧妙な手口として、「カルテ開示請求書の用紙をわたしてくれない説明」も、必要のようです。愛媛大学病院も、愛媛大学も、開示請求書の用紙を、わたすことを、拒否しています。愛媛大学に、法人文書開示請求書で、請求しましたが、診療記録の開示について定めている文書・開示請求書の用紙は開示されません。愛媛大学病院が言うように、「カルテ開示請求書の用紙」で開示できなかつたら、正確なカルテ開示を、してもらえなくても、しかたないのでしょうか。

診療記録の開示のガイドラインを定めている厚生労働省に、「患者は、ガイドラインで定められているような正確なカルテや、診断を裏付ける検査画像を、開示してもらえない」という現実を訴えたいのです。そして、ガイドラインで定められているような正確なカルテ、検査画像を開

示するよう、愛媛大学病院に指導してほしいのです。特定診療科Aと特定診療科B、正確な診療記録の開示ができるようにしてください。

右下2021/01/05のカルテ155枚を含む愛媛大学病院特定診療科Aの診療録写しとして送られてきた298枚（155枚+69枚+52枚+22枚=298枚）パラパラとめくってもらっただけで、検査画像は、1枚も開示されていない、ということは、確認できます。

開示請求の前後、「医事課診療報酬チーム」特定職員とのやりとりの文書の中に、「特定診療科A検査の画像は、DVDでは、お渡しできません」「特定診療科Aで行った検査画像も、モノクロ印刷でお渡しすることになります」と、書いてあるし、実際には、検査画像は、1枚も開示されなかったのので、検査画像を開示しない理由として、病院独自に定めている文書の開示を、愛媛大学情報公開室に請求しましたが、「病院独自に定めたものはない」という回答だったので、「医事課診療報酬チーム」特定職員が、個人の判断でやっているようです。診療行為の実施者ではない特定職員が、カルテの所見を削除したり、既存の所見を複写転用して、内容的に矛盾を生じさせたり、しているようです。

3回目の開示請求、特定診療科Bのカルテ開示では、「医事課診療報酬チーム」は、「カルテ開示請求書の用紙」を、わたしてくれないから、総合受付で請求してみたけれど、結局、特定職員が出てきて、診療情報提供申請書の用紙をわたされた。「これではなくて、カルテ開示請求書の用紙」と、きっぱり言ったのに、カルテ開示請求書の用紙は、わたしてくれなかった。「今度は、責任をもって、きちんと開示するから」という特定職員の言葉を信じて、この用紙で、特定診療科Bのカルテ開示請求をしたけれど、「診療録写し」として送られてきたものは、カルテではありませんでした。「医師が書いている診療情報提供書」にまで、診療行為の実施者ではない「医事課診療報酬チーム」特定職員が手を加えて、内容を改変しています。2015年7月1日時点での傷病名は、特定疾病Jです（右下27枚目）。疑いではありません。特定職員には、何回も、だまされています。信頼できない人です。

2回目の開示請求は、保有個人情報開示請求書で、診療記録の開示を請求しましたが、1回目の開示請求右下2021/01/05のカルテ155枚と、2回目の開示請求右下2022/09/27のカルテ155枚は、すべて同じものなので、問題点も同じです。「所見が削除されている」とか、「診断を裏付ける検査画像が、カルテに記載されていない」とか、「検査していない初診のカルテに、かなり特定（身体の）組織が傷んでいる画像が記載されている」など、改善されていませんでした。

平成29年（2017年）9月28日付け、特定医師Aの書いた診断

書は、平成29年9月12日付け入院診療計画書の病名「特定疾病C」を、「特定疾病H」に変更していた。

主治医特定医師Bは、「特定疾病A」か、「特定疾病B」か、判断できる検査画像を見せて説明することなく、「特定疾病Aで、特定薬Dは関係ない」と、言っていました。

(中略) 特定医師Bは、ごまかそうとしたようです。

特定医師Aの書いた診断書の病名が「特定疾病H」に変更されていることと、特定疾病Dの原因「不詳」・特定疾病Dの発生日「不詳」になっていることを聞いただけなのに、特定医師Bは、急に強い口調で、「診断書が正式か正式でないか、あんたが決めることかね」と、言いましたので、「特定疾病Aでも、特定疾病Gでも、なんでもいいから、特定医師Bの書いた診断書を、ください」と、お願いした。支払いの振込用紙とともに、自宅に郵送されてきた診断書の病名は、「特定疾病C」に、もどっていました。診断書の日付、「令和元年8月25日」は、調べてみたら、日曜日でした。。。この1週間ぐらい前、

令和元年8月19日(月)付けの診療情報提供書には、「2016年7月頃より、特定病態Bの進行が認められ、特定疾病Aによるものと判断し、手術した」と、書かれています。「特定疾病C」の病名登録開始日が、2017年8月9日(入院前の検査の日)になっていて、特定疾病D手術をしたのは、2017年9月です。病名登録開始日の1ヶ月後に手術を必要としたのだから、特定疾病G(特定疾病A)ではありません。こちらは、虚偽記載です。

◎文書3光ディスクとして開示された診療記録DATA

私がコピーしてもらった特定(身体の)組織の画像には、私の名前(患者名)が書かれていないのだけど、どこか枠外にでも書いてあるのでしょうか?(私は、パソコンが扱えないのでみることはできませんが・・・)ディスクの外見にも、検査画像にも、「愛媛大学医学部附属病院」の名前と、「患者名」が、書かれていないように思うのですが、診療記録DATAなら、当然、これらは必要です。これは正式な診療記録DATAではありません「だから検査画像がそろっていても違法ではない」という理屈でしょうか。

◎初診2015年8月12日～2016年3月9日までのカルテは、titleタグ「患者ID+診察日+版数」なので、患者名が書かれています。2016年4月13日以降のカルテは、titleタグ「KH+患者ID+ReportJoin2+生成日時」なので、カルテ上部に患者IDが小さく書かれているだけで、カルテには、患者名は書かれていません。

○病院は、「カルテ開示請求書」の用紙をわたしてくれない。診療情報

提供申請書の用紙をわたされる。愛媛大学も、開示請求書の用紙をわたすことを拒否している。カルテ開示請求書の用紙を、わたさなかったら、正確なカルテ開示はしなくていいと、病院は考えているようです。

○病院は、検査画像を1枚も開示しなかった（1回目の開示請求）

○診療記録DATA光ディスクとして開示されたものには、病院名も患者名も明記されていなかった（2回目の開示請求）開示の基本原則に基づいてないものだった。私が請求している「診断を裏付ける検査画像」は、入っていなかった。

○「Report Join 2（2つ以上のものを加えてつくりあげたレポート）」というtitleタグを使って、検査画像や検査所見を削除して、そのあとに既存の所見を複写転用している。

○「生成日時（生成とは、新たに物を生じさせること・つくり出すこと）」という不適法なtitleタグを使って、特定（身体の）組織が傷んでしまった画像の検査日を、検査していない初診の日に生成して、初診のカルテに記載している。

○「検査画像を隠して、カルテを改ざんすれば、患者は泣き寝入りするしかないだろう」と、病院は考えているようです。

行政相談も弁護士相談も、したけれど、行政も、弁護士も、病院に対して、何も言えませんでした。弁護士は、「病院が何をしても、罰する法律はない」と、言いました。「病院は、厚生労働省のガイドラインを守らなくても、ペナルティはない。だから病院は、ガイドラインを守らない」と言いました。

公の機関に相談に言った時、総務省の出しているパンフレット、「情報公開制度」「個人情報保護」を持ち帰り、読んで、役に立ったけれど、厚生労働省も、何か役に立つパンフレットを作成しているのでしょうか。あればほしいです。

○特定診療科Bの開示請求では、「カルテ開示を請求したのに、開示されたものは、カルテではありません」「どのページもすべて、特定職員が改変している経過記録でした」（3回目の開示請求）「医師が書いている診療情報提供書さえ、診療行為の実施者ではない、医事課診療報酬チーム特定職員が改変している」

こんな愛媛大学病院の開示の現状を、診療記録の開示のガイドラインを定めている厚生労働省に、知ってほしいのです。情報提供してください。CD-Rもコピーできると聞いたけれど、厚生労働省にコピーを送ってもらえますか？☆愛媛大学病院が、「生成日時」を使った、このtitleタグで開示している限りは、正確な診療記録は開示してもらえません。☆患者が、ガイドラインで定められているような正確なカルテや検査画像を、開示してもらえる方法を厚生労働省に尋ねたいです。

☆愛媛大学病院が「特定記録」をつくっている状態では、当事者間では、解決できません。「証拠保全の手続きをとっても、意味がない」と、言われました。保有個人情報開示請求書で、修正履歴や、変更履歴の開示を求めたけれど、愛媛大学長は、「保存されていなかった」「検査画像は、作成されていない」と、「特定記録」を、つくっているのに、無いところを、いくらさがしても、出てきません。「立ち入り検査しか解決策はないのかな」という結論に到達しました。

あえて言わせてもらいます。愛媛大学病院は、以前にも、「特定記録」をつくったことがある。と、聞きました。成功体験があるから繰り返すのでしょうか。厚生労働省の立ち入り検査を受けて、「ガイドラインで定められているカルテ開示・診断を裏付ける検査画像の開示」を、するよう指導を受けたら、抑止力には、なると思います。病院が「特定記録」をつくるのを、やめてくれたら、泣き寝入りする患者は、ずいぶん減ると思います。

私の場合は、愛媛大学病院独自の開示 t i t l e タグを使って、特定（身体の）組織が傷んでいる画像の検査日の日付を、検査していない初診の日に生成してカルテに記載しているので、「初診時から特定（身体の）組織は傷んでいた」と言われます。2023年5月22日病院に行った時も、特定職員が出てきて、「特定疾病Bを診断できる画像は、パソコンの中を、さがしてもなかった」と、一方的に言われて、それで終わってしまいました。愛媛大学病院は、「お問い合わせ窓口」を、医事課診療報酬チームにしているので話し合いには、なりません。愛媛大学病院通院時に、検査画像を見せて、説明してほしいです。私は、2019年4月から、ずっと説明を求めてきました。

※診療記録の開示のガイドラインを定めている厚生労働省は、t i t l e タグ「生成ソフトウェア名称 R e p o r t J o i n 2」や「生成日時」を使った開示を認めているのでしょうか？検査画像の検査日を生成することは、罪には、ならないのでしょうか？

※病院名も患者名も、書かれていない診療記録 D A T A のディスク開示。特定（身体の）組織が傷んでしまっている画像の検査日を、初診の日に生成した画像があるから、愛媛大学病院は、病院名を明記できないのでしょうか。

※「特定記録」をつくっているから、私が請求している「診断を裏付ける検査画像」は、パソコンの中には無い。病院にとって、都合の悪い所見は、削除してしまって、無い。診療情報提供書には、虚偽記載しても、医師も病院も罰は、ないらしい。「病院は、何をしても、罰する法律はない」って、本当ですか？厚生労働省は、所管庁として、責任や権限は、もっていると思うのだけど、嚴重注意さえも、できないのでしょうか？

制裁でもあれば、抑止力となって、ここまで、ひどい患者いじめは、しないと思うのだけど。。。

※1回目の開示請求

令和2年12月4日付け文書、「特定診療科Aで行った検査画像は、DVDでは、お渡しできません」

令和3年1月22日付け文書、「特定診療科A検査の画像は、DVDでは、お渡しできません」

実際の開示では、「検査画像は、1枚も開示されなかった」

愛媛県医療対策課に相談したら、「なぜ開示しないのか、病院に聞いてみたらいい」と、アドバイス。☆病院に質問状を送ったけれど、回答はありません。令和3年11月2日付け文書が1枚届いただけで、終わってしまいました。

法人文書開示請求書で、病院独自に定めている文書の公開を求めた。「なぜ特定診療科A検査の画像は、DVDでは、渡せないのか」「なぜ検査画像は、1枚も開示されなかったのか」「どちらも、病院独自に定めた文書はない」という回答だった。☆病院独自に定めたものがないのなら、厚生労働省の指針やガイドラインで定められている開示をするべきなのに、愛媛大学からは、「本件審査請求を却下する」という文書が届いて、終わらせてしまった。

患者が説明を求めても、「応じない理由として、独自に定めたものは無い」という回答。「お問い合わせ窓口」として、「医事課診療報酬チーム」と、書いてあるが、そもそも諸悪の根源は、「医事課診療報酬チーム」です。「特定診療科A検査の画像は、DVDでは渡せない」と言ったのも、このチーム。「理由を尋ねて、質問状を出しても」回答しないのも、このチーム。「お問い合わせ窓口」として、機能していません。

2023年5月22日、私が病院へ行った時、医事課診療報酬チーム特定職員が出てきて、☆「パソコンの中を調べたけれど、画像は、なかった」と、一方的に終わらせてしまった。しかし、私が請求している検査画像が、開示されないのだから、まだ終わっていません。

※特定疾病Dと診断されて、特定疾病D手術をしたのに、愛媛大学病院は、特定疾病Dを診断する画像は、開示しない。今回、特定疾病D診断に関する資料3枚添付しています。特定病態Aの画像がなければ、特定疾病Dとは診断できません。「特定疾病A」か、「特定疾病B」か、診断できる重要な画像です。

☆特定原因で起こった特定疾病D「特定疾病C」と診断されているのだから、証明できる。特定状態下の特定病態Aの画像は、保存義務があります。開示義務もあります。2017年3月29日と、8月9日に、この検査はしています。あくまでも、愛媛大学病院が、「画像は保存して

いない」と言いはるのなら、「なぜ保存していないのか」所管庁が、愛媛大学病院に、理由を聞いてください。立ち入り検査をして、パソコンの中を調べるしかない。

(中略)

☆2019年3月20日には、特定疾病I手術を勧められるほど、特定範囲欠損が広がってしまったのだから、特定(身体の)組織の画像全8回分は、比較する上で重要な画像です。医療法で保管義務は、あります。開示義務もあります。

☆検査をしていない初診の日のカルテに記載している画像は、「生成日時」のtitleタグを使って検査日の改ざんをしているので「特定記録」ではなく、カルテ原本を調べてほしい。

愛媛大学病院が、診療記録の開示について、独自に定めたものがないのであれば、厚生労働省の指針やガイドラインで定められている開示をするべきです。

(4) 意見書3

特定診療科A1回目の開示請求(右下2021/01/05)でも、2回目の開示請求(右下2022/09/27)でも、「特定疾病A」か「特定疾病B」か、判断できる画像が、不開示となっていますが、特定疾病D手術同意書の文面の中に、「特定疾病B」を証明する言葉が入っていたので送らせてもらいました。

2017-09-06(火)経過記録プロブレムには、(入院した日が初診の)特定医師Aが「特定疾病D・短期滞在手術同意書」を作成したと書かれています。

(中略)

入院した日が初診の特定医師Aは、(愛媛大学長が「検査画像は作成していないため存在しない」としている)『2017年8月9日、入院前の検査の日に、特定状態にして、特定検査Aをして、特定部分B及び特定部分Cの特定病態Aの画像を撮影したもの』を診て、「特定疾病C」と診断し、「特定疾病B」の手術の同意書を作成しています。

愛媛大学長が言うように、この画像を作成していなかったら、入院した日が初診の特定医師Aは、この「手術同意書」は、書けません。私の特定疾病Bは、証明されました。

特定疾病D手術について、主治医特定医師Bは、2017年8月9日(水)入院前の検査の日、診察室で口頭での説明でした。

(中略)

以上、「私の特定疾病Dは、特定疾病Aではなく、特定疾病Bだった」という証明と、「特定疾病Bを証明する、特定状態下の特定病態Aの画像は、撮影しているパソコンの中に保存されている」という証明でした。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象保有個人情報に記載された法人文書について

本件で開示請求のあったものについて、「文書1 電子診療録（診療科：特定診療科A、診療期間：平成27年8月12日から令和元年8月14日まで）、文書2 診療諸記録（特定診療科Aカルテシステム作成分、診療科：特定診療科A、診療期間：平成27年8月12日から令和元年8月14日まで）、文書3 検査画像（診療科：特定診療科A、診療期間：平成27年8月12日から令和元年8月14日まで）」を特定した。

2 審査請求の経緯について

特定した文書のうち、一部を不開示とする部分開示決定（原処分）をしたところ、審査請求人から、令和4年11月21日付けで1件、及び令和5年1月23日付けで8件、原処分の取消しを求める旨の審査請求があった。

(1) 令和4年11月21日付け審査請求書1について（上記第2の2（1）ア）

審査請求人から、令和4年11月21日付け審査請求書1の提出があり、その後、諮問通知が届かないとの理由で、令和5年3月8日付け補正後の審査請求書1の提出があった。

本審査請求は、保有個人情報開示決定通知書別紙の整理番号2（本件請求保有個人情報2関係）及び整理番号10（本件請求保有個人情報10関係）に関する内容であり、原処分のうち、検査は実施しているが検査画像は作成していないため、存在しないことを理由に不開示とした部分は、審査請求人が検査画像を作成したことを確認しているため、違法である。

ア 検査画像が作成、保存されているとの主張について

審査請求人は、令和4年11月21日付け審査請求書1において、「検査画像は、何回も撮りなおしましたから、画像は作成しています。検査室で、医師以外の方が撮りましたから保存目的です。」と、検査画像が作成、保存されていることを主張する。

イ 検査画像及び所見を削除したとの主張について

令和4年11月21日付け審査請求の補足説明において、「令和元年8月27日（火）に應對した特定医師Cは、最初、「撮っていない」と言っていたので、検査した時のようすを詳しく伝えました。

『（中略）』と、検査のようすを伝えると、『検査をしたこと』は認めました。私の目の前で、特定医師Bのパソコンを操作して、平成29年3月29日のカルテから、検査画像と所見を削除して、平成28年10月12日『特定薬Aを中止した』という所見を複写したカルテをつくりあげて私に渡して「検査結果は保存していない」

と言いました」と、検査画像及び所見を削除したことを主張する。

- (2) 令和5年1月23日付け審査請求書2（令和5年3月8日付け補正済審査請求書2）（上記第2の2（1）イ）について

令和5年1月23日付け審査請求書2は、事項「審査請求の趣旨及び理由」に、処分に対する不服申立ての内容が記載されていないため、愛媛大学（以下第3において「本学」という。）から審査請求人に対し令和5年2月16日付けで審査請求書2の補正を命じ、審査請求人から令和5年3月8日付け補正済審査請求書2の提出があった。

本審査請求は、保有個人情報開示決定通知書別紙の整理番号4（本件請求保有個人情報4関係）に関する内容である。審査請求人は、令和5年3月8日付け補正済審査請求書2（11行目）において「2015年8月12日から2016年3月9日のカルテは、所見が削除されていた。」と、特定した文書1のほかに文書が存在すると主張し、本学が行った原処分の取消しを求めるものと解される。

- (3) 令和5年1月23日付け審査請求書3（令和5年3月8日付け補正済審査請求書3）（上記第2の2（1）ウ）について

令和5年1月23日付け審査請求書3は、事項「審査請求の趣旨及び理由」に、処分に対する不服申立ての内容が記載されていないため、本学から審査請求人に対し令和5年2月16日付けで審査請求書3の補正を命じ、審査請求人から令和5年3月8日付け補正済審査請求書3の提出があった。

本審査請求は、保有個人情報開示決定通知書別紙の整理番号5（本件請求保有個人情報5関係）に関する内容である。審査請求人は、令和5年3月8日付け補正済審査請求書3において「（愛媛大学の開示）文書2として開示された2015年8月12日から2016年3月9日のカルテは、すべて所見が削除されたカルテだった。」と、また、添付書類において、「修正履歴の開示は、時間の流れを逆にたどって、削除された所見が書かれた状態での開示を求めているものですが、愛媛大学が開示したものは、001、002、003と、何枚も、「所見が削除されたカルテ」を作っているだけでした。削除される前の所見が書かれた状態での開示は、1枚もありませんでした。」と、特定した文書2のほかに文書が存在すると主張し、本学が行った原処分の取消しを求めるものと解される。

- (4) 令和5年1月23日付け審査請求書4（令和5年3月8日付け補正済審査請求書4）（上記第2の2（1）エ）について

令和5年1月23日付け審査請求書4は、事項「審査請求の趣旨及び理由」に、処分に対する不服申立ての内容が記載されていないため、本学から審査請求人に対し令和5年2月16日付けで審査請求書4の補正

を命じ、審査請求人から令和5年3月8日付け補正済審査請求書4の提出があった。

本審査請求は、保有個人情報開示決定通知書別紙の整理番号7（本件請求保有個人情報7関係）に関する内容である。審査請求人は、令和5年3月8日付け補正済審査請求書4において「愛媛大学が開示したカルテには、この日だけでなく『特定疾病A』という言葉が、どこにも書かれていなかった。」と、また、添付書類において、「セカンドオピニオンの資料として請求した診療情報提供書には、「2016年7月頃より、特定病態Bの進行が認められ特定疾病Aによるものと判断し、手術した」と、書いていますが、2016年7月20日のカルテの所見からは、それが、削除されています。「特定病態Bの進行」も、「特定疾病A」も、書かれていません。何の関連もない「5ヶ月前、特定薬Bを中止した所見」と、「特定（身体の）部位B表面は、きれいになっている」を複写転用しています。開示されたカルテの中に、「特定疾病A」という言葉は、どこにも書かれていませんでした。」と、特定した文書2のほかに文書が存在すると主張し、本学が行った原処分取消しを求めるものと解される。

- (5) 令和5年1月23日付け審査請求書5（令和5年3月8日付け補正済審査請求書5）（上記第2の2（1）オ）について

令和5年1月23日付け審査請求書5は、事項「審査請求の趣旨及び理由」に、処分に対する不服申立ての内容が記載されていないため、本学から審査請求人に対し令和5年2月16日付けで審査請求書5の補正を命じ、審査請求人から令和5年3月8日付け補正済審査請求書5の提出があった。

本審査請求は、保有個人情報開示決定通知書別紙の整理番号8（本件請求保有個人情報8関係）に関する内容である。審査請求人は、令和5年3月8日付け補正済審査請求書5において「検査をすれば、必ず検査結果に関する所見は、記録されるはずですが、それが記録されていなかったら、検査をした意味がありません。2回目、3回目の検査結果と比較するためにも、検査所見は、必要です。この所見が削除されているので、不服申立てをします。」と、特定した文書2のほかに文書が存在すると主張し、本学が行った原処分取消しを求めるものと解される。

- (6) 令和5年1月23日付け審査請求書6（令和5年3月8日付け補正済審査請求書6）（上記第2の2（1）カ）について

令和5年1月23日付け審査請求書6は、事項「審査請求の趣旨及び理由」に、処分に対する不服申立ての内容が記載されていないため、本学から審査請求人に対し令和5年2月16日付けで審査請求書6の補正を命じ、審査請求人から令和5年3月8日付け補正済審査請求書6の提

出があった。

本審査請求は、保有個人情報開示決定通知書別紙の整理番号9（本件請求保有個人情報9関係）に関する内容である。審査請求人は、令和5年3月8日付け補正済審査請求書6において「（愛媛大学の開示）文書2として開示されたものは、検査所見が削除されたカルテだった。」と、また、添付書類（2頁26行目から30行目まで）「1年以上、訴え続けて、2017年2月22日、この日は特定（身体の）組織の検査のあとに、あわてたように、「左特定（身体の）部位B、特定（身体の）組織線維が傷んでいる」と、言われました。特定（身体の）組織が傷んでいるのが確認されて、やっと、「次回、特定状態にした検査をします」と言われた日です。この日の所見は、カルテから削除され、「2016年10月5日に特定薬Aを左特定（身体の）部位Bだけに処方して、特定病院の頃と同じ、ひどい副作用が出て、特定（身体の）部位B薬を中止した」という、特定（身体の）組織とは何の関連性もない4ヶ月も前の、2016年10月12日の所見を、2017年2月22日の所見として、複写転用しています。」と、特定した文書2のほかに文書が存在すると主張し、本学が行った原処分の取消しを求めるものと解される。

(7) 令和5年1月23日付け審査請求書7（令和5年3月8日付け補正済審査請求書7）（上記第2の2（1）キ）について

令和5年1月23日付け審査請求書7は、事項「審査請求の趣旨及び理由」に、処分に対する不服申立ての内容が記載されていないため、本学から審査請求人に対し令和5年2月16日付けで審査請求書7の補正を命じ、審査請求人から令和5年3月8日付け補正済審査請求書7の提出があった。

本審査請求は、保有個人情報開示決定通知書別紙の整理番号3（本件請求保有個人情報3関係）に関する内容である。審査請求人は、令和5年3月8日付け補正済審査請求書7において「（愛媛大学の開示）文書3として光ディスクで開示されたもののうち、2017年8月9日・9月12日・2018年9月19日・2019年1月16日の検査画像は、不開示だった。今回の愛媛大学の開示決定では、特定（身体の）組織障害を伴う特定疾病Fが生じてしまったあとの特定（身体の）組織の検査画像を開示していません。検査画像と検査所見が記載されているカルテも開示していません。不開示です。」と、また、添付書類において、「『保存しているのだから、2017年8月9日・9月12日・2018年9月19日・2019年1月16日の特定（身体の）組織の画像（特定マップ・特定検査Bの画像）すべて開示してください』これは、審査請求書2023年1月23日ー（6）（審査請求書7）本件請求保有個人情報3で、開示請求している内容です。不開示になっている4件

について、画像の開示を請求しています。『保存しているのだから』というのは、検査したことを証明する診療費明細書もあるし、カルテの〔検査・処置〕にも「特定解析」と、検査したことが書かれています。検査をしているのに、検査画像は、不開示になっていることを指摘しています。」と、特定した文書1及び文書3のほかには文書が存在すると主張し、本学が行った原処分の取消しを求めるものである。

(8) 令和5年1月23日付け審査請求書8（令和5年3月8日付け補正済審査請求書8）（上記第2の2（1）ク）について

令和5年1月23日付け審査請求書8は、事項「審査請求の趣旨及び理由」に、処分に対する不服申立ての内容が記載されていないため、本学から審査請求人に対し令和5年2月16日付けで審査請求書8の補正を命じ、審査請求人から令和5年3月8日付け補正済審査請求書8の提出があった。

本審査請求は、保有個人情報開示決定通知書別紙の整理番号11（本件請求保有個人情報11関係）に関する内容である。審査請求人は、令和5年3月8日付け補正済審査請求書8添付書類において「2015年8月12日のカルテは、所見を削除した形跡が残っているので、所見が削除されていないカルテの開示を請求しています。」と、特定した文書2のほかには文書が存在すると主張し、本学が行った原処分の取消しを求めるものと解される。

(9) 令和5年1月23日付け審査請求書9（令和5年3月8日付け補正済審査請求書9）（上記第2の2（1）ケ）について

令和5年1月23日付け審査請求書9は、事項「審査請求の趣旨及び理由」に、処分に対する不服申立ての内容が記載されていないため、本学から審査請求人に対し令和5年2月16日付けで審査請求書9の補正を命じ、審査請求人から令和5年3月8日付け補正済審査請求書9の提出があった。

本審査請求は、保有個人情報開示決定通知書別紙の整理番号6（本件請求保有個人情報6関係）に関する内容である。審査請求人は、令和5年3月8日付け補正済審査請求書9添付書類において「この日の特定（身体の）組織の検査画像は、開示されませんでした。不開示です。この日のカルテにも、この特定（身体の）組織の検査画像、検査所見は記載されていません。そこを指摘しています。」と、特定した文書1及び文書3のほかには文書が存在すると主張し、本学が行った原処分の取消しを求めるものと解される。

3 諮問理由説明

審査請求人の主張に対し、次のとおり説明する。

(1) 令和4年11月21日付け審査請求書1（令和5年3月8日付け補正

後の審査請求書1) (上記第2の2(1)ア)について

ア 検査画像が作成、保存されているとの主張について

本開示請求を受け、保有個人情報に記載された法人文書の特定を行うに当たり、医事課診療報酬チームの事務職員、医事課医療情報チームの職員及び特定診療科Aカルテシステム納品業者により、電子診療録、特定診療科Aカルテシステムのパソコン内のデータ、検査機器の確認を行ったが、平成29年3月29日及び平成29年8月9日の特定検査Aの検査画像は、保存されていないことを確認した。また、担当医である特定診療科A特定医師Bに確認したところ、当該日の特定検査Aは実施したが、検査画像は撮影、保存していないということを確認した。以上のことから、原処分を行ったところである。

本審査請求を受け、医事課診療報酬チームの事務職員、医事課医療情報チームの職員及び特定診療科Aカルテシステム納品業者により、当該検査画像が作成、保存されたとされる平成29年3月29日及び平成29年8月9日の電子診療録、特定診療科Aカルテシステムのパソコン内のデータ、検査機器を再度確認したところ、当該診療日に検査画像は保存されていなかった。

イ 検査画像及び所見を削除したとの主張について

特定診療科Aでは、医師や検査技師が、特定診療科Aカルテシステムに所見等を入力し、特定診療科Aカルテシステムで入力したデータが電子カルテシステムに送信される仕組みとなっている。送信の都度、特定診療科Aカルテシステムに更新ログが記録されるため、特定診療科Aカルテシステムの更新ログにより、更新内容を確認することが可能である。

文書2の平成29年3月29日分を確認すると、更新ログは、「作成日時：2017/3/29 13:12:00」が存在するのみで、審査請求人が、「令和元年8月27日に応じた医師が検査画像と所見を削除して、平成28年10月12日『特定薬Aを中止した』という所見を複写したカルテを作り上げた」と、主張するカルテの修正履歴は無く、当該文書にも審査請求人が削除したと主張する検査画像は、作成されていない。

以上のことから、検査は実施しているが検査画像は作成していないため、存在しないことを理由に不開示とした部分の原処分は妥当である。

(2) 令和5年1月23日付け審査請求書2 (令和5年3月8日付け補正済審査請求書2) (上記第2の2(1)イ)について

本審査請求を受け、医事課診療報酬チームの事務職員、医事課医療情報チームの職員により、平成27年8月12日から令和元年8月14日

までの電子診療録を確認したところ、原処分において特定した文書1のほかは、保存されていなかった。

以上のことから、文書1のうち、平成27年8月12日から令和元年8月14日までを特定し、開示とした部分の原処分は妥当である。

(3) 令和5年1月23日付け審査請求書3（令和5年3月8日付け補正済審査請求書3）（上記第2の2（1）ウ）について

本審査請求を受け、医事課診療報酬チームの事務職員、医事課医療情報チームの職員及び特定診療科Aカルテシステム納品業者により、審査請求人が所見を削除したと主張する平成27年8月12日から平成28年3月9日までの期間の特定診療科Aカルテシステムのパソコン内のデータを再度確認したところ、原処分として特定した文書のほかの更新ログは保存されていなかった。

「修正履歴の開示は、時間の流れを逆にたどって、削除された所見が書かれた状態での開示を求めているものですが、愛媛大学が開示したものは、001、002、003と、何枚も、「所見が削除されたカルテ」を作っているだけでした。」との主張については、開示した文書2には、それぞれの更新ログの1ページ目右上に「作成日時」が記録されているため、当該文書がいつ作成されたものかを確認することができる。

以上のことから、文書2のうち、平成27年8月12日、8月19日、9月2日、9月16日、10月14日、11月11日、12月9日、平成28年1月6日、2月17日、3月9日分を特定し、開示とした部分の原処分は妥当である。

(4) 令和5年1月23日付け審査請求書4（令和5年3月8日付け補正済審査請求書4）（上記第2の2（1）エ）について

本審査請求を受け、医事課診療報酬チームの事務職員、医事課医療情報チームの職員及び特定診療科Aカルテシステム納品業者により、審査請求人が所見を削除したと主張する平成28年7月20日の特定診療科Aカルテシステムのパソコン内のデータを再度確認したところ、原処分として特定した文書のほかの更新ログは保存されていなかった。

また、平成28年7月20日の電子診療録の所見を削除したとの主張について、文書2の更新ログを確認したが、更新ログは、「作成日時：2016/07/20 13:17:56」が存在するのみで、審査請求人が、「「セカンドオピニオンの資料として請求した診療情報提供書には、「2016年7月頃より、特定病態Bの進行が認められ特定疾病Aによるものと判断し、手術した」と、書いていますが、2016年7月20日のカルテの所見からは、それが、削除されています。「特定病態Bの進行」も、「特定疾病A」も、書かれていません。」と、審査請求人が主張する電子診療録の修正履歴は無い。

以上のことから、文書2のうち、平成28年7月20日分を特定し、開示とした部分の原処分は妥当である。

- (5) 令和5年1月23日付け審査請求書5（令和5年3月8日付け補正済審査請求書5）（上記第2の2（1）オ）について

本審査請求を受け、医事課診療報酬チームの事務職員、医事課医療情報チームの職員及び特定診療科Aカルテシステム納品業者により、審査請求人が所見を削除したと主張する平成28年10月5日の特定診療科Aカルテシステムのパソコン内のデータを再度確認したところ、原処分として特定した文書のほかの更新ログは保存されていなかった。

また、平成28年10月5日の電子診療録の所見を削除したとの主張について、文書2の更新ログを確認し、更新ログは、「作成日時：2016/10/05 11:31:51」と「作成日時：2016/10/05 11:35:47」が存在するが、【文字所見】の記載内容に変更は無い。

以上のことから、文書2のうち、平成28年10月5日分を特定し、開示とした部分の原処分は妥当である。

- (6) 令和5年1月23日付け審査請求書6（令和5年3月8日付け補正済審査請求書6）（上記第2の2（1）カ）について

本審査請求を受け、医事課診療報酬チームの事務職員、医事課医療情報チームの職員及び特定診療科Aカルテシステム納品業者により、審査請求人が所見を削除したと主張する平成29年2月22日の特定診療科Aカルテシステムのパソコン内のデータを再度確認したところ、原処分として特定した文書のほかの更新ログは保存されていなかった。

また、平成29年2月22日の電子診療録の所見を削除したとの主張について、文書2の更新ログを確認したが、更新ログは、「作成日時：2017/02/22 13:55:54」が存在するのみで、審査請求人が主張する電子診療録の修正履歴は無い。

以上のことから、文書2のうち、平成29年2月22日分を特定し、開示とした部分の原処分は妥当である。

- (7) 令和5年1月23日付け審査請求書7（令和5年3月8日付け補正済審査請求書7）（上記第2の2（1）キ）について

本開示請求を受け、保有個人情報に記載された法人文書の特定を行うに当たり、医事課診療報酬チームの事務職員、医事課医療情報チームの職員及び特定診療科Aカルテシステム納品業者により、電子診療録、特定診療科Aカルテシステムのパソコン内のデータ、検査機器の確認を行い、特定解析の検査画像が保存された文書1及び文書3（平成28年10月5日、平成29年2月22日、6月2日、8月9日、9月12日、平成30年9月19日、10月31日、平成31年1月16日分）を特

定し、開示を行った。

本審査請求を受け、医事課診療報酬チームの事務職員、医事課医療情報チームの職員及び特定診療科Aカルテシステム納品業者により、検査画像及び検査所見が記載されていないと主張する電子診療録、特定診療科Aカルテシステムのパソコン内のデータ、検査機器を再度確認したところ、原処分として特定した文書のほかは保存されていなかった。

以上のことから、文書1のうち、平成28年10月5日、平成29年2月22日、6月2日、8月9日、9月12日、平成30年9月19日、10月31日、平成31年1月16日分及び文書3のうち、平成28年10月5日、平成29年2月22日、6月2日、8月9日、9月12日、平成30年9月19日、10月31日、平成31年1月16日分を特定し、開示とした原処分は妥当である。

- (8) 令和5年1月23日付け審査請求書8（令和5年3月8日付け補正済審査請求書8）（上記第2の2（1）ク）について

本審査請求を受け、医事課診療報酬チームの事務職員、医事課医療情報チームの職員及び特定診療科Aカルテシステム納品業者により、審査請求人が所見を削除したと主張する平成27年8月12日の特定診療科Aカルテシステムのパソコン内のデータを再度確認したところ、原処分として特定した文書のほかの更新ログは保存されていなかった。

また、平成27年8月12日の電子診療録の所見を削除したとの主張について、文書2の更新ログを確認したが、更新ログは、001「作成日時：2015/8/12 09:40:40」、002「作成日時：2015/8/12 10:10:28」、003「作成日時：2015/8/12 10:27:03」、004「作成日時：2015/8/12 10:29:15」、005「作成日時：2015/8/12 11:28:24」、006「作成日時：2015/8/12 11:37:04」、007「作成日時：2015/8/12 11:37:04」が存在するが、所見が削除された履歴は無い。

以上のことから、文書2及び文書3のうち、平成27年8月12日分を特定し、開示とした原処分は妥当である。

- (9) 令和5年1月23日付け審査請求書9（令和5年3月8日付け補正済審査請求書9）（上記第2の2（1）ケ）について

本開示請求を受け、保有個人情報に記載された法人文書の特定を行うに当たり、医事課診療報酬チームの事務職員、医事課医療情報チームの職員及び特定診療科Aカルテシステム納品業者により、電子診療録、特定診療科Aカルテシステムのパソコン内のデータ、検査機器の確認を行い、文書1のうち、平成29年8月9日、平成30年9月19日、平成31年1月16日分及び文書3のうち、平成29年8月9日、平成30

年9月19日、平成31年1月16日分を特定し、開示を行った。

本審査請求を受け、医事課診療報酬チームの事務職員、医事課医療情報チームの職員及び特定診療科Aカルテシステム納品業者により、電子診療録、特定診療科Aカルテシステムのパソコン内のデータ、検査機器の確認を再度行ったが、原処分として特定した文書のほかは、保存されていなかった。

以上のことから、文書1のうち、平成29年8月9日、平成30年9月19日、平成31年1月16日分及び文書3のうち、平成29年8月9日、平成30年9月19日、平成31年1月16日分を特定し、開示とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|--------------------|
| ① | 令和5年6月23日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年8月8日 | 審査請求人から意見書1及び資料を收受 |
| ④ | 同月16日 | 審査請求人から意見書2及び資料を收受 |
| ⑤ | 同月24日 | 審査請求人から意見書3及び資料を收受 |
| ⑥ | 令和7年6月12日 | 審議 |
| ⑦ | 同年7月3日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定して開示するとともに、本件請求保有個人情報の一部について、不存在を理由に不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の外に、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報があると主張し、本件対象保有個人情報の特定の妥当性を争っているものと解されるころ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 審査請求人は、各審査請求書及び各意見書において、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報があるはずとして、本件対象保有個人情報以外の保有個人情報の特定を求めている。
- (2) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3）において本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報は存在しない旨説明するが、この説明に対し、審査請求人は、意見書1において本件請求保有個人情報2ないし本件請求保有個人情報11別に反論している。この各反論につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に詳細を確認させたところ、諮問庁は、別

紙の3の(1)ないし(10)に掲げる各表の「審査請求人の意見書1における主張の要旨」欄の審査請求人の意見書1における主張の要旨に対する不存在理由について、「諮問庁の説明」欄のとおり説明する。

- (3) 当審査会において、諮問庁から本件文書の提出を受け、その記載内容を確認したところ、おおむね諮問庁の説明のとおりであると認められる。

本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報は存在しないとする上記(2)の諮問庁の説明に、特段不自然・不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

また、探索の範囲等が不十分であるともいえない。

したがって、愛媛大学において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示し、本件請求保有個人情報2及び本件請求保有個人情報10の一部につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、愛媛大学において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙

1 本件請求保有個人情報

以下に掲げる本件請求保有個人情報 1 ないし本件請求保有個人情報 1 1 に記録された保有個人情報

(1) 本件請求保有個人情報 1

診療情報の提供を求めるものではありません。検査画像・電子カルテ原本複写での開示・診療記録の写しの交付を請求します。

愛媛大学医学部附属病院

受診診療科 特定診療科 A

診療期間 平成 27 年 8 月 12 日～令和 1 年 8 月 14 日

(2) 本件請求保有個人情報 2

検査画像 平成 29 年 3 月 29 日検査・8 月 9 日検査（全 2 回分）特定状態下の特定検査 A 特定疾病 A か特定疾病 B か、判断できる特定病態 A の画像。

(3) 本件請求保有個人情報 3

検査画像 平成 28 年 10 月 5 日・平成 29 年 2 月 22 日・6 月 2 日・8 月 9 日・9 月 12 日・平成 30 年 9 月 19 日・10 月 31 日・平成 31 年 1 月 16 日検査（全 8 回分）特定解析、特定（身体の）組織の検査特定マップ・特定検査 B の画像

上記検査画像は、カルテ開示の趣旨からすると、カラーでないと分かりにくいものなので DVD での開示か、原本拡大カラー複写での開示を求めます。

(4) 本件請求保有個人情報 4

診療録 平成 27 年 8 月 12 日から令和 1 年 8 月 14 日のカルテは、電子カルテに求められる真正性を保つため、入力ごとに、入力者の氏名及び作成された時刻を含む形式での開示を求めます。

(5) 本件請求保有個人情報 5

診療録 平成 27 年 8 月 12 日・8 月 19 日・9 月 2 日・9 月 16 日・10 月 14 日・11 月 11 日・12 月 9 日・平成 28 年 1 月 6 日・2 月 17 日・3 月 9 日に関しては、主治医の名前と記入した時刻は残っていて、所見が削除されていますので、電子カルテの「修正履歴の開示」を求めます。

(6) 本件請求保有個人情報 6

診療録 平成 29 年 8 月 9 日・平成 30 年 9 月 19 日・平成 31 年 1 月 16 日は、特定（身体の）部位 C の病気はないという画像のみ記載されていて、特定（身体の）組織の検査をした日なのに、特定（身体の）組織が傷んでいる画像は、カルテに記載されていません。「検査画像自体は、医師記録とは別の所に保存されていることもある」とのことなので、特定マ

ップ・特定検査Bの画像や検査所見を記載したカルテの開示を求めます。

(平成31年3月20日には、特定疾病I手術を勧められましたから、重要な画像です。)

(7) 本件請求保有個人情報7

診療録 平成28年7月20日の所見は、通院当時、主治医から説明された内容と違っていています。何の関連もない、5ヶ月前の「特定(身体の)部位B薬を中止した所見」を複写転用しています。作成者の意思で書き換え消去が行われた場合は、「変更履歴」が残るようになっている、ということなので、「変更履歴の開示」を求めます。

(8) 本件請求保有個人情報8

診療録 平成28年10月5日は、愛媛大学医学部附属病院での1回目の特定(身体の)組織の検査をした日です。検査画像は、記載していますが、この検査所見は削除されています。検査所見を削除する前の、この検査所見が書かれているカルテの「変更履歴の開示」を求めます。

(9) 本件請求保有個人情報9

診療録 平成29年2月22日、2回目の特定(身体の)組織の検査をした日です。通院当時、主治医から説明された内容と違っていています。この所見を削除して、何の関係もない平成28年10月12日の「特定(身体の)部位B薬を中止した」という所見を、ずっと、平成29年4月28日まで連続複写転用しています。削除する前の所見が書かれた「変更履歴の開示」を求めます。

(10) 本件請求保有個人情報10

診療録 平成29年3月29日左特定(身体の)部位B特定(身体の)組織の線維が傷んでしまったのが分かってから、やっと、特定状態にした検査をして、「特定疾病Dです」と診断された日ですが、この検査画像がカルテに記載されていません。この日も、5ヶ月前の「特定(身体の)部位B薬を中止した」という所見を複写転用しています。「特定疾病A」か「特定疾病B」か判断できる特定状態下の特定病態Aの画像と、所見が記載されている「変更履歴の開示」を求めます。

(11) 本件請求保有個人情報11

診療録 平成27年8月12日、特定疾病D手術後、抗炎症薬の強い特定薬Dの特定薬Fを48日間使用し続けて、『特定(身体の)組織障害を伴う特定疾病F』が生じてしまったあとの、平成31年1月16日の画像を、日付を変えて、初診のこの日のカルテに記載しているようです。この日特定(身体の)組織の検査はしていません。入力者の氏名、作成された時刻を含むカルテで、平成27年8月12日特定(身体の)組織の画像と所見が記載されているカルテ「変更履歴の開示」を請求します。

- 2 本件対象保有個人情報記録された文書（本件文書）
- 文書1 電子診療録（診療科：特定診療科A、診療期間：平成27年8月12日から令和元年8月14日まで）
- 文書2 診療諸記録（特定診療科Aカルテシステム作成分、診療科：特定診療科A、診療期間：平成27年8月12日から令和元年8月14日まで）
- 文書3 検査画像（診療科：特定診療科A、診療期間：平成27年8月12日から令和元年8月14日まで）
- 3 審査請求人の意見書1における本件請求保有個人情報2ないし本件請求保有個人情報11に係る各主張に対する諮問庁の説明
- (1) 上記第2の(2)ア（今回不開示となっている「入院前の検査の日、8月9日の特定状態下の特定検査Aの画像」）について（本件請求保有個人情報2）

審査請求人の意見書1における主張の要旨	諮問庁の説明
<p>諮問理由説明2）（上記第3の3（1）イ）「審査請求人が削除したと主張する検査画像は、作成されていない」不開示とした理由として「検査は実施しているが、検査画像は作成していないため存在しない」と、書かれています。</p> <p>入院した日、平成29年9月12日付けの入院診療計画書と、平成29年9月28日付けの入院・通院証明書（診断書）で説明します。入院した日（平成29年9月12日）が初診の特定医師Aは、平成29年9月28日付け診断書で初診日を『入院前の検査の日、平成29年8月9日』にしているので、大学が不開示としている画像をパソコンで見て、診断しているのは分かります。この画像が作成されていることは証明できま</p>	<p>審査請求人の『大学が不開示としている画像をパソコンで見て、診断しているのは分かります。』、『この画像がパソコンの中に入っていなかったら入院した日が初診の特定医師Aは、「特定疾病C」と診断できません。』という主張は誤りです。本院では、患者の治療を行う医師がチームを組み、1人の患者に複数の主治医が対応する複数主治医制をとっており、患者の症例等については、医師間で共有していますので、初診時の同検査画像が無くても、特定医師Aが入院診療計画書や診断書を記載することは可能です。</p> <p>また、審査請求人は『不開示とした理由として「検査は実施しているが、検査画像は作成していないため存在しない」と、書かれています。「入院前の診断を裏付ける重要な検査画像も、作成していない」は成り立ちません。』等と主張していますが、特定検査Aの結果は、文書1として開示して</p>

した。入院していた日が初診の特定医師Aは、大学が開示（検査画像は作成していない）としている入院前の検査の日、2017年8月9日の検査画像を見て、入院診療計画書の病名を「特定疾病C」と、診断しています。この画像がパソコンの中に入っていなかったら入院した日が初診の特定医師Aは、「特定疾病C」と診断できません。諮問理由説明2）（上記第3の3（1）イ）は成り立ちません。

諮問理由説明1）（上記第3の3（1）ア）、『主治医、特定医師Bが診療のたび覗っている（特定状態にしない状態の）特定検査A』と、『私が言っている検査』は、まったく違う意味のものです。（中略）不開示となっている画像は（特定薬Gを使用して、特定状態にした状態での）特定検査Aです。

理由説明としている諮問理由説明1）も諮問理由説明2）も成立しないので、不服申し立てをします。

「本件請求保有個人情報2は、文書3のうち平成29年8月9日分」「本件請求保有個人情報10は、文書2のうち、平成29年3月29日分」を、開示しているように書かれています。文書3入院前の検査の日、平成29年8月9日の、（特定薬Gを使用して、特定状態にした状

います平成29（2017）年8月9日の電子診療録において、【シエマ】欄に特定（身体の）部位B各部位の下絵に描き込むかたちで記録されており、検査画像として撮影、保存は行っておりません。

なお、審査請求人は、『特定病態Cの画像は、（略）入院した日が初診の特定医師Aが診ているのだからパソコンの中には保存しているはずです』と主張しています。審査請求人の主張する「パソコン」が何を指すのかが不明確ですが、画像については前述の通り存在しません。審査請求人の主張する「パソコン」が、特定医師Aが実際に用いていたパソコンを指す場合であっても、診察等に使用するパソコンは電子カルテ端末であり、端末本体のローカルフォルダに画像等を保存することはありません。

<p>態での特定検査Aの) 特定病態Cの画像は、(略) 入院した日が初診の特定医師Aが診ているのだからパソコンの中には保存しているはずですが [文書3] 光ディスクとして開示されたものの中には入れていないようです。</p>	
---	--

(2) 上記第2の(2)ア(今回不開示となっている「2017年2月22日、特定(身体の)組織が傷んでしまったのを確認した翌月、3月29日に検査した特定状態下の特定検査Aの画像」)について(本件請求保有個人情報2及び本件請求保有個人情報10関係)

審査請求人の意見書1における主張の要旨	諮問庁の説明
<p>・2019年8月27日(中略) 対応した特定医師Cは、特定医師Bのパソコンを開いて、私の目の前で、2017年3月29日のカルテから、検査画像と、検査所見を削除して、5ヶ月も前の「2016年10月12日、特定薬Aを中止した」という関連性のない所見を複写転用して作ったカルテを、私に渡して「検査画像は保存していない」と、言いました。(中略) 保管義務があるのに特定医師Cは「保存していない」と言って、開示していません。</p>	<p>医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第二十二條の三第2号「診療に関する諸記録は、過去二年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約及び入院診療計画書とする。」に規定されているとおり、明記されているのはエックス線写真のみであり、その他の検査画像については、保存義務の対象とはされていません。</p> <p>本院では、審査請求人からの開示請求及び審査請求を受け、本院職員及び外部業者(特定診療科Aカルテシステム納品業者)により、電子診療録、特定診療科Aカルテシステム、検査機器の確認を行いました。文書3で開示した検査画像以外に該当する文書は保有していません。</p> <p>審査請求人は「2019年8月27日(略) 対応した特定医師Cは、特定</p>

	<p>医師Bのパソコンを開いて、私の目の前で、2017年3月29日のカルテから、検査画像と、検査所見を削除して』と主張していますが、文書2診療諸記録で開示していますとおり、2017年3月29日のカルテは「作成日時：2017/03/29 13:12:00」が存在するのみで、2019年8月27日にカルテを修正した記録はなく、検査画像及び検査所見を削除したという事実はありません。</p> <p>本院においては、診察等に使用するパソコンは電子カルテ端末であり、これらの端末は電子カルテシステムに接続されています。仮に、カルテの内容に変更が加えられた場合（検査画像や検査所見を削除した場合は、カルテの右上にあります作成日時が更新され、その変更履歴が記録されますが、そのような記録はなく、審査請求人が削除されたと主張する検査画像や検査所見が記載されたカルテは存在しません。</p> <p>なお、変更履歴を強制的に削除、修正することはシステムの仕様上不可能です。</p>
--	--

(3) 上記第2の(2)イ(「診療録 平成27年8月12日から令和1年8月14日のカルテは、電子カルテに求められる真正性を保つため、入力ごとに、入力者の氏名及び作成された時刻を含む形式での開示を求めます。」)について(本件請求保有個人情報4関係)

<p>審査請求人の意見書1における主張の要旨</p>	<p>諮問庁の説明</p>
<p>・すべての期間のカルテについて、ガイドライン105頁に書いてあるような「入力者の氏名及び、所見を作成された時刻を</p>	<p>審査請求人は、開示されているカルテが、厚生労働省の指針やガイドラインで定められているカルテではないと主張していますが誤りです。 t i t l</p>

<p>含む」「変更又は改ざんができないことが保証されている」</p> <p>「万一、改ざんが起こった場合にも、それが検証可能な」そんなカルテ開示を求めています。</p> <p>・厚生労働省の指針やガイドラインで定められているカルテ開示を要求します。</p>	<p>eタグはシステム上利用しているものであり、その表記方法はガイドラインの定めとは無関係です。</p> <p>本院では、特定企業の特定診療科A電子カルテシステムを使用しています。当該電子カルテシステムは、厚生労働省のガイドラインに準拠しており、大学病院を含む多くの病院・医療機関への導入実績があります。</p> <p>当該電子カルテシステムは、カルテの項目ごとに医師や検査者の氏名を、検査ごとに更新日時や登録日時を、作成日時に作成した年月日及び時間を記録することができ、これらの情報は文書1及び文書2で開示しています電子診療録及び診療諸記録のカルテにも記載されております。</p> <p>そのため、審査請求人が主張する『電子カルテに求められる真正性を保つため、入力ごとに、入力者の氏名及び作成された時刻を含む形式での開示を求めます。』として、文書1電子診療録及び文書2診療諸記録を特定したことは妥当であり、開示した文書1及び文書2以外に該当する文書は保有しておりません。</p> <p>なお、titleタグの表記方法については、特定企業の特定診療科A電子カルテシステムの仕様であり、本院が作成及び指定できるものではありません。</p>
--	--

(4) 上記第2の(2)ウ(「診療録 平成27年8月12日・8月19日・9月2日・9月16日・10月14日・11月11日・12月9日・平成28年1月6日・2月17日・3月9日に関しては、主治医の名前と記入した時刻は残っていて、所見が削除されていますので、電子カルテの「修正履歴の開示」を求めます。」)について(本件請求保有個人情報5関係)

審査請求人の意見書1における主張の要旨	諮問庁の説明
<p>・「患者ID＋診察日＋版数」のtitleタグ（添付書類1-11）では所見を記載すれば自動的に時刻も記録されるようになっています。所見を削除しても時刻は残ります。主治医の氏名と所見を記載した時刻が残っているということは、所見は記載されていたのです。誰かの手によって削除されたという証拠です。</p> <p>・「誰かが所見を削除した」ということに不服申し立てをします。</p> <p>診療行為の実施者ではない人が意味も考えないで、複写転用しているので、内容的に意味不明（2015年9月2日のカルテ）なところがあったり、（審査請求書の中で説明しています3-2）実際には、前回よりも、特定圧力が上がっているのに、既存の所見「特定圧力は下がっている」を複写転用（2015年10月14日のカルテと、12月9日のカルテ）していたりします。</p>	<p>本院が使用している電子カルテシステムでは、診療日に初めてカルテが作成された後、変更等によって保存が行われた際は、その都度、作成日時が更新され、変更履歴として記録される仕様となっています。</p> <p>例えば、診療日2015年8月12日のカルテでは、初めに、作成日時：①2015/08/12 09:40:40に保存され、その後、作成日時②10:10:28（シェーマ・所見を追加）、③10:27:03（特定検査Cの結果を追加）、④10:29:15（変更なしで保存）、⑤11:28:24（シェーマ・所見、傷病名、検査・処置を追加）、⑥11:37:04（変更なしで保存）、⑦11:37:04（変更なしで保存）が記録されて、各作成日時時点のカルテが保存されています。そして、これらの変更履歴に関しては、文書2診療諸記録ですべて開示しております。</p> <p>審査請求人は『主治医の氏名と所見を記載した時刻が残っているということは、所見は記載されていたのです。誰かの手によって削除されたという証拠です。』『診療行為の実施者でない人がカルテの所見を書き換えている』と主張していますが、仮に、所見の変更や削除を行えば、前述のようにカルテに記録が残ります。しかしながら、当該主張にあるような所見が削除された履歴は存在せず、所見を削除・書き換えているという事実はありません。そのため、審査請求人が削除されたと</p>

	<p>主張する所見が記載されたカルテは存在しません。</p> <p>なお、変更履歴を強制的に削除、修正することはシステムの仕様上不可能です。</p> <p>また、本院において、電子カルテへのログインは、個別に付与されたID、PWにより管理しており、所見等の修正が行われた場合は、その記載者がログイン情報に基づき自動的に記録されますが、医療行為の実施者でない者がカルテの所見を書き換えている記録はなく、審査請求人の主張する事実はありません。</p>
--	---

(5) 上記第2の(2)エ(「診療録 平成28年7月20日の所見は、通院当時、主治から説明された内容と違っています。何の関連もない、5ヶ月前の「特定(身体の)部位B薬を中止した所見」を複写転用しています。作成者の意思で書き換え消去が行われた場合は、「変更履歴」が残るようになっている、ということなので、「変更履歴の開示」を求めます。」)について(本件請求保有個人情報7関係)

審査請求人の意見書1における主張の要旨	諮問庁の説明
<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療情報提供書には「特定月A頃より特定病態Bの進行が認められ、特定疾病Aによるものと判断し、手術した」と書かれていましたが、開示された平成28年(2016年)7月20日のカルテの所見は、それを削除して、何の関連もない5ヶ月前の「特定薬Bを中止した」という所見を複写転用したものであったので、誰かが書き換えたようです。 ・ 2016年2月10日の「特定薬Bを中止」の所見は、7月 	<p>上記(4)で回答していますとおり、本院が使用している電子カルテシステムでは、診療日に初めてカルテが作成された後、変更等によって保存が行われた際は、その都度、作成日時が更新され、変更履歴として記録される仕様となっております。そして、これらの変更履歴に関しては、文書2診療諸記録ですべて開示しております。</p> <p>審査請求人は『誰かが書き換えたようです。』、『所見がカルテから削除されている』と主張していますが、仮に、所見の変更・削除を行えば、前述のようにカルテに記録が残ります。文</p>

<p>20日まで連続複写転用しています。</p> <p>・「特定医師Bが、カルテに、はじめて「特定疾病D」と書いたのは、いつですか？」と、私が尋ねると、パソコンを見ながら、2016年7月20日、「特定（身体の）部位Bの乾き、キズ、特定病態D、特定疾病Dで特定病態Bが進んだと書いている」と、言っていました。不服申し立ての内容は、「この所見がカルテから削除されている」と、いうことです。開示されたカルテは、この所見を削除して、5ヶ月前の関連性のない「特定薬Bを中止」の所見を複写転用したものでした。7月20日のカルテの所見は、書き換えられていました。</p> <p>・諮問理由説明には、「更新ログは、保存されていなかった」・「特定病態Bの進行」「特定疾病A」と書かれている修正履歴は無い、と書かれています。この日の所見の内容は、特定医師Bが、パソコンを見ながら言っていたことなので、誰かが所見を書き換えています。</p> <p>（中略）真逆の内容が書かれているので、書き換えたのは、診療行為の実施者ではない人のようです。</p>	<p>書2診療諸記録で開示していますとおり、2016年7月20日のカルテは「作成日時：2016/07/20 13:17:56」が存在するのみで、当該主張にあるような所見が削除された履歴は存在せず、所見を削除・書き換えているという事実はありません。そのため、審査請求人が削除されたと主張する所見が記載されたカルテは存在しません。</p> <p>なお、本院において、電子カルテへのログインは、個別に付与されたID、PWにより管理しており、所見等の修正が行われた場合は、その記載者がログイン情報に基づき自動的に記録されますが、医療行為の実施者でない者がカルテの所見を書き換えている記録はなく、審査請求人の主張する事実はありません。</p>
---	--

(6) 上記第2の(2)オ(「診療録 平成28年10月5日は、愛媛大学医学部附属病院での1回目の特定(身体の)組織の検査をした日です。検査画像は、記載していますが、この検査所見は削除されています。検査所見を削除する前の、この検査所見が書かれているカルテの「変更履

歴の開示」を求めます。」) について (本件請求保有個人情報 8 関係)

審査請求人の意見書 1 における主張の要旨	諮問庁の説明
<p>通院時の説明では、「右特定 (身体の) 部位 B は軽い」「左特定 (身体の) 部位 B は弱っている」と説明されましたが、これよりも前、初診の 2015 年 8 月 12 日のカルテには、(カルテの検査・処置を見れば分かりますが、この日は特定 (身体の) 組織の検査はしていません) 左特定 (身体の) 部位 B まっ赤に表示された、かなり特定 (身体の) 組織が傷んでしまっている画像が記載されています。いったん生じた特定 (身体の) 組織障害は、不可逆性なので、傷んでしまった特定 (身体の) 組織が 1 年後に良くなることは、ありません。あり得ないのです。</p> <p>・文書 2 で開示された 2016 年 10 月 5 日のカルテは、001、002 とは書いていませんが、作成日時がふたつあるようです。しかし、内容的には、まったく同じものです。特定 (身体の) 組織の検査画像は、記されていますが、その文字所見は、「特定薬 A 追加、左のみ」とだけ、書かれていてカルテのどこにも特定 (身体の) 組織の検査所見は、書かれていません。それに対して、諮問理由説明書には、「〔文字所見〕の記載内容に変更は無い」「原処分</p>	<p>上記 (4) で回答してありますとおり、本院が使用している電子カルテシステムでは、診療日に初めてカルテが作成された後、変更等によって保存が行われた際は、その都度、作成日時が更新され、変更履歴として記録される仕様となっております。そして、これらの変更履歴に関しては、文書 2 診療諸記録ですべて開示しております。</p> <p>平成 28 (2016) 年 10 月 5 日のカルテには、作成日時① 2016 / 10 / 05 11 : 31 : 51 ② 2016 / 10 / 05 11 : 35 : 47 の変更履歴が存在しますが、当該主張にあるような所見が削除された履歴は存在せず、所見を削除・書き換えているという事実はありません。そのため、審査請求人が削除されたと主張する所見が記載されたカルテは存在しません。</p>

は妥当である」と、書かれています。	
-------------------	--

(7) 上記第2の(2)カ(「診療録 平成29年2月22日、2回目の特定(身体の)組織の検査をした日です。通院当時、主治医から説明された内容と違っていています。この所見を削除して、何の関係もない平成28年10月12日の「特定(身体の)部位B薬を中止した」という所見を、ずっと、平成29年4月28日まで連続複写転用しています。削除する前の所見が書かれた「変更履歴の開示」を求めます。」)について(本件請求保有個人情報9関係)

審査請求人の意見書1における主張の要旨	諮問庁の説明
<p>・2017年2月22日、この検査のあと、特定医師Bは、「右特定(身体の)部位Bは気にしなくていい」と言ったあと、「赤いところが多いと傷んでいる」と説明して、「左特定(身体の)部位Bは、特定(身体の)組織の線維が傷んでいる。もっと気にするべき」と、あわてたように、怒って言いました。(中略)</p> <p>この日、特定(身体の)組織が傷んでしまっているのを確認してから、(2017年2月22日のカルテ)翌月、2017年3月29日、やっと特定状態にした検査をして、「特定疾病Dです」と、診断されるのですが、この「特定疾病B」を診断できる画像は、不開示にして、カルテにも記載していません。今回開示請求している「特定(身体の)組織線維が傷んでいる」という2017年2月22日の重要な検査所見と、3月2</p>	<p>上記(4)で回答してありますとおり、本院が使用している電子カルテシステムでは、診療日に初めてカルテが作成された後、変更等によって保存が行われた際は、その都度、作成日時が更新され、変更履歴として記録される仕様となっております。そして、これらの変更履歴に関しては、文書2診療諸記録ですべて開示しております。</p> <p>平成29(2017)年2月22日のカルテは「作成日時：2017/02/22 13:55:54」が存在するのみです。また、同年3月29日のカルテは「作成日時：2017/03/29 13:12:00」が存在するのみで、当該主張にあるような所見や画像が削除された履歴は存在せず、所見や画像を削除・書き換えているという事実はありません。そのため、審査請求人が削除されたと主張する所見や画像が記載されたカルテは存在しません。</p>

<p>9日の、特定疾病Dの診断を裏付ける重要な検査画像、検査所見を、カルテから削除して、この一連の出来事を隠すために、2016年10月12日の「特定薬Aが左特定（身体の）部位Bだけ処方して、左特定（身体の）部位Bだけに、特定副作用が出て中止した」という、特定（身体の）組織とは、何の関連性もない所見を、2016年11月16日、2017年1月4日、2月22日、3月29日、4月28日まで連続で複写転用しています。</p>	
---	--

(8) 上記第2の(2)キ(「検査画像 平成28年10月5日・平成29年2月22日・6月2日・8月9日・9月12日・平成30年9月19日・10月31日・平成31年1月16日検査(全8回分)特定解析、特定(身体の)組織の検査特定マップ・特定検査Bの画像」)について(本件請求保有個人情報3関係)

審査請求人の意見書1における主張の要旨	諮問庁の説明
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件請求保有個人情報3で開示を求めているのは、全8回検査の特定(身体の)組織の検査画像で、本件請求保有個人情報6で開示を求めているのは、特定(身体の)組織の検査画像と所見が記載されている診療録です。 ・ 2022年11月25日付けで文書3(中略)、開示されたのは、 ① 2016年10月5日(1回目の検査) ② 2017年2月22日(2回 	<p>審査請求人は『全8回検査の特定(身体の)組織の検査画像で、本件請求保有個人情報6で開示を求めているのは、特定(身体の)組織の検査画像と所見が記載されている診療録です。』、『医療法で、検査画像の保管義務は、あります。「保存されていなかった」は、妥当では、ありません。』と主張していますが、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第二十二條の三第2号「診療に関する諸記録は、過去二年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エック</p>

<p>目の検査)</p> <p>③ 6月2日 (3回目の検査)</p> <p>⑦ 2018年10月31日 (7回目の検査) のみでした。</p> <p>残り4回分は、不開示でした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定解析」の検査の中に、「特定(身体の)組織の画像」と、「特定(身体の)部位Cの画像」があって、病院が特定(身体の)組織の検査画像を、隠したい日のカルテには、「特定(身体の)部位Cの画像」が記載されています。全8回の検査のうち、特定(身体の)組織の画像が開示されなかったのは、次の4回分でした。 <p>④ 2017年8月9日 (特定疾病Dで入院する前の検査の日)</p> <p>⑤ 9月12日 (入院した日)</p> <p>⑥ 2018年9月19日</p> <p>⑧ 2019年1月16日</p> <p>の4回分の画像が開示されなかったことに、不服申し立てをします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諮問理由説明には、「特定した文書のほかは、保存されていなかった」と、書かれています。「原処分は妥当である」と、書かれています。①検査したことが説明されていて、②「特定(身体の)組織障害を伴う特定疾病Fが生じた」という診断を裏付ける重要な検査画像です。③医療法で、検査画像の保管義務は、あります。「保存されていなかった」は、妥当では、ありません。 	<p>ス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約及び入院診療計画書とする。」に規定されているとおり、明記されているのはエックス線写真のみであり、その他の検査画像については、保存義務の対象とはされていません。</p> <p>本院では、審査請求人からの開示請求及び審査請求を受け、本院職員及び外部業者(特定診療科Aカルテシステム納品業者)により、電子診療録、特定診療科Aカルテシステム、検査機器の確認を行いました。文書3で開示した検査画像以外に該当する文書は保有しておりません。</p> <p>また、審査請求人が主張する『所見が記載されている診療録』は、文書1電子診療録であり、開示しています。文書1電子診療録のカルテの所見又は文字所見の欄に記載されております。</p>
--	---

(9) 上記第2の(2)ク(「診療録 平成27年8月12日、特定疾病D手術後、抗炎症薬の強い特定薬Dの特定薬Fを48日間使用し続けて、『特定(身体の)組織障害を伴う特定疾病F』が生じてしまったあとの、平成31年1月16日の画像を、日付を変えて、初診のこの日のカルテに記載しているようです。この日特定(身体の)組織の検査はしていません。入力者の氏名、作成された時刻を含むカルテで、平成27年8月12日特定(身体の)組織の画像と所見が記載されているカルテ「変更履歴の開示」を請求します。」)について(本件請求保有個人情報11関係)

審査請求人の意見書1における主張の要旨	諮問庁の説明
<p>・本件請求保有個人情報11の要旨・要点は「特定疾病D手術後、抗炎症薬の強い特定薬Dの特定薬Fを、48日間使用し続けて、『特定(身体の)組織障害を伴う特定疾病F』が生じてしまったあとの2019年1月16日の画像を検査日を変えて、初診の2015年8月12日のカルテに記載している」と、主張しています。</p> <p>・カルテの〔検査・処置〕を見れば証明されます。この画像が記載されている日、2015年8月12日の〔検査・処置〕に「特定解析」とは、書かれていません。この日、この検査はしていません。愛媛大学病院での最後の(8回目の)特定(身体の)組織の検査をした2019年1月16日のカルテの〔検査・処置〕には、「特定解析」と書いてあり、検査はしましたが、カルテに特定(身体の)組織の画像は、記載されていません。</p>	<p>上記(4)で回答していますとおり、本院が使用している電子カルテシステムでは、診療日に初めてカルテが作成された後、変更等によって保存が行われた際は、その都度、作成日時が更新され、変更履歴として記録される仕様となっております。そして、これらの変更履歴に関しては、文書2診療諸記録ですべて開示しております。</p> <p>診療日平成27(2015)年8月12日のカルテでは、作成日時：①2015/08/12 09:40:40、②2015/08/12 10:10:28(シェーマ・所見を追加)、③2015/08/12 10:27:03(特定検査Cの結果を追加)、④2015/08/12 10:29:15(変更なしで保存)、⑤2015/08/12 11:28:24(シェーマ・所見、傷病名、検査・処置を追加)、⑥2015/08/12 11:37:04(変更なしで保存)、⑦2015/08/12 11:37:04(変更なしで保存)の変更記録が存在しています。</p> <p>審査請求人は『平成31(201</p>

<p>・2016年10月5日、愛媛大学病院の1回目の特定（身体の）組織の画像よりも、その1年前の2015年8月12日の画像のほうが、特定（身体の）組織が傷んでいるということは、あり得ません。いったん生じた特定（身体の）組織障害は、不可逆性なので初診の日に傷んでしまっている特定（身体の）組織が、1年後に良くなることは、あり得ません。</p>	<p>9)年1月16日の画像を検査日を変えて、初診の2015年8月12日のカルテに記載していますが、当該主張にあるような画像が書き換えられた履歴は存在せず、また、当該カルテに記録されている画像は検査日が「2015/08/12」ものであることから、画像を削除・書き換えているという事実はなく、審査請求人が書き換えたと主張する画像が記載されたカルテは存在しません。</p>
--	--

(10) 上記第2の(2)ケ(「診療録 平成29年8月9日・平成30年9月19日・平成31年1月16日は、特定（身体の）部位Cの病気はないという画像のみ記載されていて、特定（身体の）組織の検査をした日なのに、特定（身体の）組織が傷んでいる画像は、カルテに記載されていません。「検査画像自体は、医師記録とは別の所に保存されていることもある」とのことなので、特定マップ・特定検査Bの画像や検査所見を記載したカルテの開示を求めます。(平成31年3月20日には、特定疾病I手術を勧められましたから、重要な画像です。)」)について(本件請求保有個人情報6関係)

審査請求人の意見書1における主張の要旨	諮問庁の説明
<p>・本件請求保有個人情報3で、開示を求めているのは、全8回検査の特定（身体の）組織の検査画像で、今回、本件請求保有個人情報6で、開示を求めているのは、特定（身体の）組織の検査画像と検査所見が記されている診療録です。</p> <p>・本件請求保有個人情報3と同じく、検査したことを証明する診療費明細書はあります。カルテの〔検査・処置〕には、「特定解析」と書いてあります。検</p>	<p>審査請求人は『開示を求めているのは、全8回検査の特定（身体の）組織の検査画像で、今回、本件請求保有個人情報6で、開示を求めているのは、特定（身体の）組織の検査画像と検査所見が記されている診療録です。』と主張していますが、本院では、審査請求人からの開示請求及び審査請求を受け、本院職員及び外部業者（特定診療科Aカルテシステム納品業者）により、電子診療録、特定診療科Aカルテシステム、検査機器の確認を行いました。文書3で開示した検査画像以外</p>

<p>査はしています。</p> <p>・④2017年8月9日⑤9月12日⑥2018年9月19日⑧2019年1月16日検査の特定（身体の）組織の検査画像・検査所見をカルテから削除していることに不服申し立てをします。</p>	<p>に該当する文書は保有しておりません。</p> <p>また、審査請求人が主張する『検査所見が記載されている診療録』は、文書1電子診療録であり、開示していません文書1電子診療録のカルテの所見又は文字所見の欄に記載されております。</p> <p>なお、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第二十二條の三第2号「診療に関する諸記録は、過去二年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約及び入院診療計画書とする。」に規定されているとおり、明記されているのはエックス線写真のみであり、その他の検査画像については、保存義務の対象とはされていません。</p>
--	--